

秘密指定解除
情報公開室

昭和 37. 7. 1

極秘
200 部の内
100 号

日韓会談重要資料集 (続)

外務省アジア局北東アジア課

は し が き

さきに昭和35年4月1日付をもつて、「日韓会談重要資料集」を作成したが、その後、日韓会談は、昭和35年10月から36年5月までの第5次会談を経て昭和36年10月から開かれた第6次会談に進んでおり、その間新たに作成、提出された資料もあり、また、さきの資料集には掲載しなかつたが、今日になつて掲載していただいた方が適當と思われるに至つたものも出てきたので、これらを収録して、ここに「日韓会談重要資料集(続)」を作成した次第である。さきの資料集と併せて執務参考に供せられたい。

昭和37年7月1日

外務省アジア局北東アジア課長

目 次

資料続	1.	1945年(昭和20年)9月7日付 合衆国太平洋陸軍総司令部布告第1号.....	1
資料続	2.	1945年(昭和20年)9月7日付 合衆国太平洋陸軍総司令部布告第3号.....	5
資料続	3.	1945年(昭和20年)9月25日付 在朝鮮合衆国軍政府法令第2号.....	9
資料続	4.	1945年(昭和20年)11月2日付 在朝鮮合衆国軍政府法令第21号.....	15
資料続	5.	1948年(昭和23年)9月11日付 アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政 及び財産に関する最初の取極(仮訳).....	19
資料続	6.	1948年(昭和23年)12月12日 国連第3総会における朝鮮の独立問題に関する決議.....	31
資料続	7.	連合国最高司令部の指令に基づいて韓国に返還さ れた朝鮮置籍船一覧表.....	折込
資料続	8.	1951年(昭和26年)9月10日付 朝鮮置籍船に関する連合国最高司令部外交局発在 京韓国代表部あて書簡.....	37
資料続	9.	昭和26年11月24日日本側提出 船舶問題議題(a)に関する19隻のリスト.....	38
資料続	10.	昭和27年2月16日日本側提案 日本国と大韓民国との間の友好条約草案.....	39
資料続	11.	昭和27年3月5日韓国側提案 大韓民国と日本国との間の基本条約案(訳文).....	43
資料続	12.	1952年(昭和27年)4月28日付 在日韓国代表部の地位に関する韓国側口上書.....	46
資料続	13.	1952年(昭和27年)4月28日付 在日韓国代表部の地位に関する日本側口上書.....	48

資料続 14.	昭和 28 年 10 月 21 日 「韓国の法的地位」に関する久保田代表発言要旨	50
資料続 15.	昭和 30 年 2 月 4 日日本側提案 日韓修交友好条約要旨	52
資料続 16.	昭和 30 年 3 月 9 日日本側提案 日韓米共同宣言案	54
資料続 17.	1957 年 (昭和 32 年) 12 月 31 日付 平和条約第 4 条の解釈に関する米国政府の見解を 伝えた在日米国大使の口上書 (訳文)	56
資料続 18.	昭和 34 年 12 月 22 日日本側提案 在日韓人の法的地位に関する委員会における合意 議事録 (案)	58
資料続 19.	昭和 35 年 11 月 9 日日本側提出 日韓漁業関係事項	59
資料続 20.	昭和 35 年 11 月 11 日韓国側発言要旨 文化財に関する韓国側要求項目	60
資料続 21.	昭和 35 年 11 月 15 日日本側提出 漁業問題に関する質問事項	61
資料続 22.	昭和 35 年 11 月 25 日日本側提出 日韓漁業協定に関する日本側の考え方	62
資料続 23.	昭和 36 年 1 月 10 日日本側発言要旨 日韓漁業協力に関する日本側の考え方	64
資料続 24.	昭和 36 年 12 月 20 日日本側提出 日韓会談漁業および「平和ライン」委員会におけ る 7 項目に関する日本側見解要録	65
資料続 25.	昭和 36 年 12 月 20 日韓国側提出 韓日会談漁業および平和線委員会における 7 項目 に関する韓国側見解要録 (訳文)	67
資料続 26.	昭和 36 年 12 月 22 日第 3 回本会議における報告 第 6 次日韓全面会談における各委員会、小委員会 の議事に関する報告	69
資料続 27.	昭和 37 年 7 月 1 日現在 韓国の対日請求要綱	71

資料続 28.	昭和 37 年 2 月 28 日韓国側提出 返還請求文化財目録（訳文）	73
資料続 29.	昭和 37 年 3 月 9 日日本側提出 船舶問題、議題(a)に関する韓国側提出リストに対 する日本側調査結果の分類および集計	76
資料続 30.	昭和 37 年 3 月 12 日 第 1 次政治折衝における小坂外務大臣の請求権問 題に関する発言要旨	81
資料続 31.	1945 年（昭和 20 年）8 月現在 在朝鮮本邦在外資産	折込
資料続 32.	昭和 37 年 7 月 1 日現在 韓国の外交領事関係一覧表	85
資料続 33.	昭和 37 年 7 月 1 日現在 李ライン設定後韓国側に拿捕された漁船および乗 組員数	87

資料 続 1

PROCLAMATION

No. 1

G.H.Q. U.S. ARMY FORCES, PACIFIC
OFFICE OF THE COMMANDING GENERAL
YOKOHAMA, JAPAN, 7 SEPTEMBER 1945

TO THE PEOPLE OF KOREA :

As Commander-in-chief, United States Army Forces, Pacific, I do hereby proclaim as follows :

By the terms of the Instrument of Surrender, signed by command and in behalf of the Emperor of Japan and the Japanese Government and by command and in behalf of the Japanese Imperial General Headquarters, the victorious military forces of my command will today occupy the territory of Korea south of 38 degrees north latitude.

Having in mind the long enslavement of the people of Korea and the determination that in due course Korea shall become free and independent, the Korean people are assured that the purpose of the occupation is to enforce the Instrument of Surrender and to protect them in their personal and religious rights. In giving effect to these purposes, your active aid and compliance are required.

By virtue of the authority vested in me as Commander-in-Chief, United States Army Forces, Pacific, I hereby establish military control over Korea south of 38 degrees north latitude and the inhabitants thereof, and announce the following conditions of the occupation :

ARTICLE I

All powers of Government over the territory of KOREA south of 38 degrees north latitude and the people thereof will be for the present exercised under my authority.

ARTICLE II

Until further orders, all governmental, public and honorary functionaries and employees, as well as all officials and employees, paid or voluntary, of all public utilities and services, including public welfare and public health, and all other persons engaged in essential services,

shall continue to perform their usual functions and duties, and shall preserve and safeguard all records and property.

ARTICLE III

All persons will obey promptly all my orders and orders issued under my authority. Acts of resistance to the occupying forces or any acts which may disturb public peace and safety will be punished severely.

ARTICLE IV

Your property rights will be respected. You will pursue your normal occupations, except as I shall otherwise order.

ARTICLE V

For all purposes during the military control, English will be the official language. In event of any ambiguity or diversity of interpretation or definition between any English and Korean or Japanese text, the English text shall prevail.

ARTICLE VI

Further proclamations, ordinances, regulations, notices, directives and enactments will be issued by me or under my authority, and will specify what is required of you.

Given under my hand at YOKOHAMA
THIS SEVENTH DAY OF SEPTEMBER 1945

DOUGLAS MacARTHUR

*General of the Army of the United States
Commander-in-Chief, United States Army Forces, Pacific*

(本訳文は布告公布当時のもの)

太平洋美国陸軍總司令部布告第1号

朝鮮ノ住民ニ告ク

太平洋美国陸軍最高指揮官ノ名ヲ以テ左記ノ如ク布告ス

本官麾下ノ戦捷軍ハ日本天皇政府及大本營ノ命ニ依リ且之ニ代リ署名
サレタル降伏文書ノ条項ニ基ツキ本日北緯 38 度以南ノ朝鮮ノ地域ヲ
占領ス

永年ニ亘リ朝鮮人ノ奴隸化サレタル事実ト朝鮮ハ不日解放独立スヘキ
モノナリトノ決定ヲ考慮シ朝鮮人ハ占領ノ目的カ降伏文書ノ条項ノ実
行ト朝鮮人ノ人權及宗教上ノ權利ノ保護ニアル事ヲ深ク認識スルモノ
ト余ハ確信ス右目的遂行ノ為ニ余ハ諸子ノ積極援助ト協力ヲ要望ス
本官ハ本官ニ附与セラレタル太平洋美国陸軍最高指揮官ノ権限ヲ以テ
茲ニ朝鮮ノ北緯 38 度以南ノ地域及同地ノ住民ニ對シテ軍政ヲ設立ス
仍テ占領ニ關スル条件ヲ左ノ如ク布告ス

第1条 朝鮮ノ北緯 38 度以南ノ地域及同住民ニ對スル凡テノ行政權ハ
当分間本官ノ権限ノ下ニ施行ス

第2条 政府公共団体及ソノ他ノ名譽職員及雇傭人ノ凡テ並ニ公益事
業、公衆衛生ヲ含ム凡テノ公共事業ニ従事セル職員並ニ雇傭員ハ有給
又ハ無給ノ別ヲ問ハス又ソノ他凡テノ重要ナル職務ニ従事セルモノハ
別命アラサル限り従来ノ職務ニ従事シ更ニ其ノ凡テノ記録及財産ノ保
管ニ任スヘシ

第3条 住民ハ本官ノ及本官ノ権限ヲ以テ発セラレタル命令ニ直チニ服
従スヘシ占領軍ニ對スル反抗行動又ハ秩序保安ヲ攪乱スル行為ヲセシ
者ハ之ヲ嚴罰ニ処ス

第4条 住民ノ所有權ハ之ヲ尊重ス住民ハ本官ノ別命アラサル限り日常
ノ業務ニ従事スヘシ

第5条 軍政期間中英語ヲ以テ凡テノ目的ニ使用スル公用語トナス英語

ト朝鮮語又ハ日本語トノ間ニ解釈又ハ定義ニシテ不明又ハ不同ヲ生セ
シ場合ハ英語ヲ基本トス

第6条 爾後公布サルヘキ布告、法令、規約、告示、指示又ハ条例等ハ
本官又ハ本官ノ権限ノモトニ發布サルヘク住民ノ履行スヘキ事項ヲ明
記ス

右布告ス

1945年9月7日

於横浜

太平洋美国陸軍最高指揮官

美国陸軍大将

ダグラス・マクアーサー

資料 続 2

PROCLAMATION

No. 3

G.H.Q. U.S. ARMY FORCES, PACIFIC
OFFICE OF THE COMMANDING GENERAL
YOKOHAMA, JAPAN, 7 SEPTEMBER 1945

TO THE PEOPLE OF KOREA :

As Commander-in-Chief, United States Army Forces, Pacific, I hereby proclaim as follows :

ARTICLE I

LEGAL TENDER

1. Supplemental military yen currency, marked "A", issued by the Military Occupation Forces is legal tender in Korea, south of 38° north latitude, for the payment of all yen debts, public or private.
2. Supplemental military yen currency, marked "A", issued by the Military Occupation Forces, and regular yen currencies now legal tender in Korea south of 38° north latitude, except Bank of Japan and Bank of Taiwan notes, are interchangeable at face value without distinction.
3. No other currencies shall be legal tender in Korea south of 38° north latitude.

ARTICLE II

JAPANESE MILITARY YEN

4. All military and all occupational currency which has been issued by the Imperial Japanese Government, Army or Navy, is void and valueless and the giving or accepting of such currency in any transaction is prohibited.

ARTICLE III

EXPORT AND IMPORT OF CURRENCY PROHIBITED

5. All foreign financial transactions, including the export and import of currency, coin and securities are prohibited except as authorized by me.

6. All financial transactions shall be deemed to be foreign except those taking place solely within the area of Korea south of 38° north latitude.

ARTICLE IV

REGULATION OF OTHER CURRENCY

7. The delivery or acceptance of any currency other than the supplemental military and regular yen currency now legal tender in Korea south of 38° north latitude in any transaction is prohibited, except as authorized by me.

ARTICLE V

PENALTIES

8. Any person violating the provisions of this proclamation shall, upon conviction by a Military Occupation Court, suffer such punishment as the Court shall determine.

Given under my hand at YOKOHAMA
THIS SEVENTH DAY OF SEPTEMBER 1945

DOUGLAS MacARTHUR

*General of the Army of the United States
Commander-in-Chief, United States Army Forces, Pacific.*

(本訳文は布告公布当時のもの)

太平洋美国陸軍總司令部布告第3号

通 貨

朝鮮住民ニ告ク

太平洋美国陸軍最高指揮官ノ名ヲ以テ茲ニ左ノ如ク布告ス

第1条 法 貨

1. 占領軍ヨリ發行セラレタル「A」印ノ補助軍票円紙幣ハ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テ公私ノ辨濟ニ使用シ得ル法貨ト定ム
2. 占領軍ヨリ發行セラレタル「A」印ノ補助軍票円紙幣及ヒ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テ現在通用中ノ法貨タル円紙幣ハ日本銀行及ヒ台湾銀行ノ兌換券ヲ除キ額面ヲ以テ他ノ通貨ト交換スルコトヲ得
3. 右以外ノ通貨ハ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テハ法貨ト認メス

第2条 日本軍々票円紙幣

4. 海外ニ於テ日本帝国政府及ヒ日本陸海軍ヨリ發行セラレタル軍票及ヒ海外ニ於ケル日本占領軍使用ノ通貨ハ凡テ無効無価値トシ斯ル通貨流通ハ如何ナル取引ニ於テモ之ヲ禁ス

第3条 通貨ノ輸出入禁止

5. 紙幣、貨幣及債券ノ輸出入ヲ含ム對外金融取引ハ凡テ余ノ許可ナキ限り之ヲ禁ス
6. 金融取引ハ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ノミニテ行ハルルモノヲ除キ凡テ對外金融取引ト看做ス

第4条 他ノ通貨ニ関スル法規

朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テ現在通用中ノ法貨タル補助軍票円通貨以外ノ通貨ノ流通ハ余ノ許可ナキ限り之ヲ禁ス

第 5 条 処 罰

以上ノ軍政布告条項ヲ犯シタル者ニシテ占領軍軍律會議ニヨリ有罪ト
認メラレシ者ハ同會議ノ定ムル所ニヨリ之ヲ処罰ス

1945年9月7日

於横浜

太平洋美国陸軍最高指揮官

美国陸軍大将

ダグラス・マクアーサー

資料 続 3

UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA

Office of the Military Governor of Korea
Seoul, Korea

ORDINANCE
NUMBER 2

25 September 1945

CONCERNING PROPERTY TRANSFERS

Section 1. The purchase, sale, acquisition, transfer, payment, withdrawal, disposition, importation, exportation, or any dealing in or the exercise of any right, power, or privilege with respect to any gold, silver, platinum, currency, securities, accounts in financial institutions, credits, valuable papers, and any other property owned or controlled directly or indirectly, in whole or part on or since 9 August 1945, by any of the Governments of Japan, Germany, Italy, Bulgaria, Rumania, Hungary and Thailand, or any agencies thereof, or by any of their nationals, corporations, societies, associations, or any other organization of such governments or incorporated or regulated by them, are hereby prohibited, except in accordance with this ordinance.

Section 2. All custodians, curators, officials, banks or trust companies, or other persons having possession, custody or control of property belonging to governments referred to in Section 1, any Bureau, section or agency thereof, including control societies, associations, corporations or other organization controlled, directed or supervised by such governments, in which such governments or the Government of Korea, any agency, society, association, or corporate subsidiary thereof has any direct or indirect, vested or contingent financial interest, the Political Association of Greater Japan, the Imperial Rule Assistance Association, the Imperial Rule Assistance Society, their affiliates and agencies or any successor organizations, the League of Great Japan Women's Association, and any Japanese ultra-nationalistic, terroristic and secret societies, and their affiliates are required:

a. (1) To hold the same, subject to the directions of the Military Government, and pending such direction not to transfer or otherwise dispose of the same.

(2) To preserve, maintain and safeguard and to prevent any action which will impair the value or utility of such property.

(3) To maintain accurate records and accounts.

b. When and as directed by the Military Government :

(1) File reports furnishing such data as may be required with respect to such property and all receipts and expenditures in connection therewith on and after 9 August 1945.

(2) Deliver custody and control of such property and all books, records, and accounts ; and

(3) Account for the property and all income and proceeds.

Section 3. Transactions affecting any property not coming within the purview of Section 2 are permitted provided :

a. They are made to or for the benefit of nationals of Korea or of any of the United Nations, agencies of such governments, corporations, societies, associations or any other organizations of such governments, or incorporated or regulated by them.

b. Adequate consideration is paid as subsequently determined by duly constituted agencies of the Government of Korea.

c. Prior to the consummation of any such transaction the owner selling such property shall report in writing to the Government of Korea the proposed financial terms of such transactions, the location and nature of such property, including full details of any corporation, society, association or other organization owning such property.

d. Unless prohibited by an order of the Government of Korea, or by any duly authorized division thereof, issued within sixty (60) days of the date of the report referred to in Paragraph c, above, the sale may be consummated, and

e. The proceeds of such sale shall be delivered simultaneously with the consummation of the transaction to the Bank of Chosen or the nearest branch or agency thereof for the account of the Government of Korea. All such property and funds received by the Bank of Chosen will be impounded by the Government of Korea for proper accounting to former owners.

f. Withdrawals from such impounded funds will be permitted for reasonable living expenses of persons having property interest in such funds.

Section 4. Any transactions of the character described in this ordinance consummated after 9 August 1945 are hereby declared void as of this date provided, however, any such transactions may be validated upon application to the Government of Korea for such validation and the submission of appropriate data regarding the financial details of the transaction, the consideration paid, the persons dealt with and involved in the transaction, the property involved in the transaction and all other pertinent facts.

Section 5. This ordinance is effective immediately.

Section 6. Any person violating the provisions of this ordinance, shall, upon conviction by a Military Occupation Court, suffer such punishment as the court shall determine.

BY DIRECTION OF THE COMMANDING GENERAL
UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA

A. V. ARNOLD
Major General, United States Army
Military Governor of Korea.

(本訳文は法令布告当時のもので)

在朝鮮美国陸軍司令部軍政庁

法令第 2 号

第 1 条 1945 年 8 月 9 日以後日本、独逸、伊太利、勃牙利亜、羅馬尼亞、洪牙利、泰国等諸国ノ諸政府其ノ代理機関又ハ其ノ国民、会社、団体、組合、其ノ他ノ機関或ハ該政府等カ組織シ又ハ調整セラレタ機関カ直接、間接或ハ全部カ一部ヲ所有シ又ハ管理スル金、銀、白金、通貨、証券、預金、債券、有価証券其ノ他ノ財産ヲ売買、取得、移動、支払、引出、処分、輸入、輸出其ノ他ノ取扱及ヒ権利、権力、特権ノ行使ハ此ノ法令ニ規定サレタモノ以外ハ茲ニ此ヲ禁止ス

第 2 条 第 1 条ニ言及シタル諸政府、所属セル財産ヲ所有、管理又ハ支配スル保管者、管理者、官吏、銀行、信託会社、個人、又ハ関係アル局、課或ハ所ノ代理機関又ハ前記政府ノ管理指導監督ヲ受クル会社、団体、組合、其ノ他機関、其ノ中ニ上述シタル諸政府、朝鮮政府、又ハ其ノ代理機関、会社、組合及ヒ補助機関ニシテ直接、間接、既定的、臨時的ニ財政上利害關係ヲ有スル機関及ヒ大日本政治会、大政翼賛会及ヒ其ノ加入団体、代理機関又ハ継承機関、大日本婦人会連盟其ノ他ノ日本ノ極端国粹主義的、暴力的、祕密結社及ヒ其ノ加入団体ニ對シテ左記各項ノ遵守ヲ要ス

1. (イ) 軍政庁ノ指示ニ應ジ前記財産ヲ保持シ其ノ指示ノ有効期間ニハ該財産ヲ移転又ハ他ノ方法ニテ処分スルコトヲ禁ス
 - (ロ) 前記財産ヲ保存、維持、守護シ其ノ価値及ヒ効用ヲ破損スル行為ヲ防止スルコト
 - (ハ) 正確ナ記録文書及ヒ会計帳簿ヲ維持スルコト
2. 軍政庁カ指示スルトキハ其ノ指示ニ依リ
- (イ) 1945 年 8 月 9 日以後前記財産ニ関シ必要ナ資料ヲ提供スル報告書類及ヒ前記財産ニ関スル領受証、支出証書等ヲ整備スルコト

(ロ) 前記財産ノ保管ト管理及ヒ帳簿、記録、会計書類等ヲ引渡スコト

(ハ) 財産ト凡テノ収入及ヒ収益金ヲ証明スルコト

第3条 財産ニ関スル取引ニテ第2条ノ所定範囲ニ包含セラレサルモノハ左記諸項ノ条件ノ下ニ許可ス

1. 朝鮮国民、連合国諸国民又ハ其ノ政府ノ代理機関、会社、団体、組合及ヒ其ノ政府ノ機関或ハ其ノ政府カ組織シ又ハ調整スル機関ノ利益トナルカ又ハ利益ノ為ニ取引スルコト
2. 朝鮮政府ノ正式設立セル代行機関カ後日決定スヘキ適当ナ報酬ヲ支払フコト
3. 斯カル取引カ成立スル前ニ売主ハ必ス其ノ取引ノ内容ト該財産ノ所在地及ヒ性質及ヒ其ノ財産ヲ所有スル会社、団体、組合其ノ他ノ組織体ノ内容ヲ明記シ朝鮮政府ニ書類ニテ報告スルコト
4. 第3項ノ報告ヲ提出シタル後60日以内ニ朝鮮政府又ハ其ノ代行機関ニ於テ禁止令カナキ限リ其ノ取引ハ成立スルモノトス
5. 斯カル売買ハ其ノ取引成立ト同時ニ其ノ収入金ヲ即時朝鮮銀行及ヒ其ノ最近代理機関ニ朝鮮政府ノ会計ニテ此ヲ引渡スコト、朝鮮銀行ニ於テ引受スル同財産ハ前所有者ニ対シテ適当ナ会計ヲスル為ニ朝鮮政府カ此ヲ保管ス
6. 斯カル保管資金ノ引出ハ該財産関係人ノ適当ナ生活費ニ限リ此ヲ許可ス

第4条 本法令ニ説明シタル種類ノ取引ニシテ1945年8月9日以後ニ成立シタルモノハ本日ヲモツテ全部無効トス、但朝鮮政府ニ対シテ有効申請及ヒ取引ニ関スル明細書、支払シタル報酬金及ヒ人物、財産其ノ他ノ関係事実ヲ提出スレハ当該取引ハ有効トナリ得ヘキモノトス

第5条 本令ハ発表即時此ヲ施行ス

第6条 本令ニ違反スル者ニシテ軍政裁判ニ於テ有罪判決ヲ受ケタル者ハ該裁判ノ所定刑罰ニ処ス

1945年9月25日

在朝鮮美国陸軍司令官ノ指令ニ依リ

朝鮮軍政長官

美国陸軍少将

エイ・ザイ・アーノルド

資料 続 4

HEADQUARTERS
UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA

Office of the Military Governor
Seoul, Korea

ORDINANCE
NUMBER 21

2 November 1945

SECTION

RETENTION OF LAWS I
ENFORCEMENT OF PROCLAMATIONS,
ORDINANCES AND ORDERS II
EFFECTIVE DATE OF ORDINANCE.....III

SECTION I RETENTION OF LAWS

Until further ordered, and except as previously repealed or abolished, all laws which were in force, regulations, orders, notices or other documents issued by any former government of Korea having the force of law on 9 August 1945 will continue in full force and effect until repealed by express order of the Military Government of Korea. All local laws and customs will continue in force until repealed by competent authority. The provisions of law with respect to the organization of the Government General of Korea, the Provincial Governments, the cities, towns, and villages, including the directors of bureaus, cities, towns, and villages, including the directors of bureaus, the secretaries of section of the secretariat, the mayor, county head, police station chief, tax office chief, head of town and village, and their subordinates are continued in force until abolished by competent authority, except as they have been modified or repealed by the orders of the Military Governor. Subject to directives of higher authority, any and all authority heretofore exercised by the Governor-General of Korea may be exercised by the Military Governor.

SECTION II ENFORCEMENT OF PROCLAMATIONS,
ORDINANCES AND ORDERS

All courts of Korea south of 38 degrees north latitude shall take cognizance of and enforce all laws of Korea, the provisions of the

proclamations of Commander-in-Chief, United States Army Forces, Pacific, and all orders and ordinances of the Military Governor of Korea. For such purpose all such courts are hereby constituted Military Occupation Courts. Nothing herein contained shall confer upon such courts jurisdiction over any military personnel or official of the United States, or any of the United Nations, or deprive Military Commissions, Provost Courts, or other military courts established by the United States Army Forces in Korea of the jurisdiction conferred upon them.

SECTION III EFFECTIVE DATE OF ORDINANCE

This ordinance is effective at midnight 2 November 1945.

BY DIRECTION OF THE COMMANDING GENERAL
UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA

A. V. ARNOLD
Major General United States Army
Military Governor of Korea

(本訳文は法令布告当時のもので)

在朝鮮美国陸軍司令部軍政庁

法令第 21 号

1. 法律ノ存続
2. 布告、法令、指令ノ施行
3. 本令ノ実施期日

第 1 条 法律ノ存続

総ヘテノ法律及ヒ朝鮮旧政府カ発布シ法律的ノ効力ヲ有スル規則命令、告示其ノ他ノ文書ニテ 1945 年 8 月 9 日実行中ノモノハ其ノ間ステニ廢止サレタノヲ除ク朝鮮軍政庁カ特殊命令ニテ廢止スル迄全効力ヲ以テ存続ス、総ヘテノ地方法規ト慣例ハ当該官庁ニ於テ廢止スル迄其ノ効力ヲ繼續ス、法律ノ規定ニテ朝鮮總督府、道庁、府、面、村ノ組織及ヒ局長、課長、府尹、郡守、警察署長、稅務署長、面長、村長其ノ他下級職員ニ關スルモノハ軍政長官ノ命令ニテ改正又ハ廢止シタモノヲ除ク当該官庁ニ於テ廢止スル迄此ヲ存続ス、上司ノ指示ニ從ヒ從來朝鮮總督カ行使シタ諸般ノ職權ハ軍政長官カ行使スルコトヲ得

第 2 条 布告、法令、指令ノ施行

北緯 38 度以南ノ朝鮮ニ於ケル總ヘテノ裁判所ハ朝鮮ノ法令、美国太平洋陸軍總司令官ノ布告ノ規定及ヒ朝鮮軍政長官ノ命令及ヒ法令ヲ注意施行スヘシ、此ノ目的ノ為メ斯ル裁判所ヲ以テ茲ニ陸軍占領裁判所ヲ構成ス、本令ノ条文ニ依リ斯ル裁判所ニ美国又ハ聯合國軍人又ハ官吏ニ對シ裁判管轄權ヲ附与スルカ又ハ在朝鮮美国陸軍カ設立シタ軍事委員会、憲兵裁判所其ノ他ノ陸軍裁判所ニ附与シタ裁判管轄權ヲ剝奪スルヲ得ス

第 3 条 本令ノ実施期日

本令ハ 1945 年 11 月 2 日夜半ニ効力ヲ生ス

1945年11月2日

在朝鮮美国陸軍司令官ノ指令ニ依リ

朝鮮軍政長官

美国陸軍少将

エイ・グイ・アーノルド

資料 続 5

(本資料は前の資料集の資料²8にその1部を掲載した取極の全文)

(仮 訳)

アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政
及び財産に関する最初の取極

前 文

アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、大韓民国大統領から韓国駐在合衆国陸軍部隊総司令官にあてた 1948 年 8 月 9 日の書簡及び韓国駐在合衆国陸軍部隊総司令官から大韓民国政府大統領にあてた 1948 年 8 月 11 日の書簡にかんがみ、また、アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政及び財産に関する最初の取極の締結が望ましいことにかんがみ、下名は、このために各自の政府の正当の委任を受け、次のとおり協定する。

第 1 条

アメリカ合衆国政府は、地方税務署の土地及び建物台帳並びに図面簿と裁判所の土地及び建設登記簿とに国有財産として分類されているすべての財産と、これらの財産のすべての改修物件及び附加物件と、韓国所在合衆国陸軍政府及び南朝鮮臨時政府のすべての現金及び銀行預金と、現在までにアメリカ合衆国政府によつて韓国経済に供与されたすべての救済復興用需品も含む韓国所在合衆国陸軍政府の及び南朝鮮臨時政府の局、部及び機関が保有するすべての設備、需品及び他の財産とに対してアメリカ合衆国が保有しているすべての権利、権原及び利益を、ここに大韓民国政府に移転する。韓国の警備隊、警察又は沿岸警備隊に供与されたアメリカ合衆国政府の軍用財産は、移転の権限をアメリカ合衆国政府が韓国駐在代表者に与えるに従つて随時に、大韓民国政府に移転する。軍用財産のこの移転は、合衆国國務省海外物資清算委員会事務局を通して且つ外国清算委員会と大韓民国政府との間に締

結される個々の協定に従つて遂行する。大韓民国政府は、軍隊撤退の期間中韓国駐在合衆国陸軍部隊の使用のために又はその管理の下に保持する財産が、アメリカ合衆国政府の利用に供され且つ軍隊撤退の期間中アメリカ合衆国政府に無料で保持されることに同意する。大韓民国政府は、A表に明記した財産が無料租借で合衆国政府の一時的利用に供されることに同意し、更に、これらの財産の修理及び維持のための韓国通貨によるすべての費用を負担することに同意する。大韓民国政府は、南朝鮮臨時政府の朝鮮銀行における当座貸越勘定に対する負債と、韓国所在合衆国陸軍軍政府、その機関及び代理機関並びに南朝鮮臨時政府の保証した借款に基く約束と、現在及び将来のあらゆる種類の請求権を含む韓国所在合衆国陸軍軍政府及び南朝鮮臨時政府の負担した他のすべての債務とを引き受け、且つこれらからアメリカ合衆国政府を解除する。

この項は、大韓民国政府に対する援助に関する協定がアメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間に実施されるに至るまで、効力を有する。まだ手もとにある又は今後受領される救済復興需品をアメリカ合衆国政府が大韓民国政府に移転する限度までは、この移転は、漸次に秩序正しく行う。大韓民国政府は、アメリカの融資による需品について、受領、割当、分配及び会計の責任を負う。韓国所在合衆国軍軍政府又は南朝鮮臨時政府による救済復興用需品の売却から生じた円の純取得金及び受取勘定は、大韓民国政府に引き渡される。大韓民国政府は、この取得金を朝鮮銀行の政府名義の特別勘定に預け入れることに同意する。大韓民国政府は、更に、アメリカ合衆国政府が大韓民国政府に移転した又は移転することのある救済復興用需品のすべての売却の取得金を、この特別勘定に預け入れることに同意する。この特別勘定からの支出は、アメリカ合衆国政府の首席代表者と大韓民国政府との間に合意される目的のためのみに行う。

合衆国國務省海外物資清算委員会事務局によつて余剰であることを宣言され且つ現在までに韓国經濟に供与されたある財産の売却から生じた韓国通貨による純取得金及び受取勘定は、ここに大韓民国政府に移転する。

第 2 条

アメリカ合衆国政府は、1945年9月9日とこの協定の実施日との間に引き渡された韓国経済のための日本国からのすべての輸入品から、同期間中に日本国に積み出された韓国の輸出品の価額を控除したものについて、決済を行うことに同意する。

第 3 条

アメリカ合衆国政府は、1945年8月9日以後ドイツ国又はその国民、会社、協会、組合若しくは他のドイツ国の団体が全部又は一部を直接又は間接に所有し又は管理していた韓国所在財産を、ここに、アメリカ合衆国政府の保管から大韓民国政府の保管に移転する。大韓民国政府は、アメリカ合衆国がフランス共和国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と協議して決定する韓国所在ドイツ資産の移転を容易ならしめるため、すべての必要な措置を執ることに同意する。

第 4 条

アメリカ合衆国政府は、韓国所在合衆国陸軍軍政府が現在所有し及び保有している朝鮮外国為替銀行の株式を、この銀行のすべての資産及び負債とともに、ここに大韓民国政府に移転する。アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国政府の韓国駐在首席代表者と協議して、その同意を得た後においても割り当て及び使用するという条件で、現在この銀行で南朝鮮臨時政府の貸方となつている外国為替の純残余額を、ここに大韓民国政府に移転する。アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間に更に合意が成立するまで、現行の外国為替管理は、大韓民国政府が維持する。

第 5 条

大韓民国政府は、韓国所在合衆国陸軍軍政府の命令第 33 号 に基いて帰属させられた戦前の公私の日本財産の処分を韓国所在合衆国陸軍軍政府が既に行つたものを、承認し追認する。この協定の第 1 条及び第 9 条に含まれてい

るアメリカ合衆国政府による財産の取得及び使用に関する留保を除外して、帰属させられた売残財産、既得財産の賃貸及び売却から生じた支出されていない純収得金並びにすべての受取勘定及び売却契約は、次の方法で大韓民国政府に移転される。

(a) すべての現金、銀行預金又は他の流動資産は、ここに、この協定の実施日に移転される。

(b) 移転されるべき他のすべての帰属財産は、すべての入手しうる財産目録、函面、証書又は他の所有権証書とともに、貸借対照表、運営明細書及び既得財産の会計記録を添えて、移転を秩序正しく行いうる限りすみやかに、大韓民国政府に漸次引き渡される。大韓民国政府は、命令第 33 号に基づいて現在までに帰属させられた財産でこの条の規定に基づいて大韓民国政府に移転された又は移転されるものを、韓国の人民の利益のために受領し管理する別個の政府機関を設置することに同意する。

大韓民国政府は、この条に従つて大韓民国政府が取得する韓国所在の戦前の日本財産について日本国と戦争状態にあつた国の国民が直接又は間接に有する権利及び利益を、尊重し保存し保護する。但し、この権利及び利益が、命令第 33 号の実施日の前に善意の移転によつて合法的に取得されたことを条件とする。

大韓民国政府は、この条に掲げた財産の帰属決定、管理及び処分から生ずる現在及び将来のすべての請求権を含むすべての責任から、ここにアメリカ合衆国を解除する。

第 6 条

日本帝国政府が自国の戦時規則に基づいて差し押さえ、没収し又は保管した連合国国民の韓国所在財産は、日本帝国政府によつて敵産として取り扱われ且つ第 5 条の規定に基づいて大韓民国政府に移転される他の者の韓国所在財産とともに、正当の所有者に返還されるまで、大韓民国政府が保護し保存する。但し、所有者が合理的な期間内に財産の返還を要請することを条件とする。

大韓民国政府は、所有者と大韓民国政府との間の相互の合意により別段の定がある場合を除き、認定できるすべてのこれらの財産を返還することを約束する。韓国所在合衆国陸軍軍政府が開始した政策を引き継ぎ、大韓民国政府は、所有者の管理の下に置かれていながつた期間中のこれらの財産の損害又は損失について、日本帝国の政府、機関、代理機関又は国民により戦争用として差し押さえられ、没収され又は保管された韓国人財産の損失又は損害について大韓民国政府が補償を支払うのと同じ程度まで、所有者に補償することを約束する。大韓民国政府は、この協定の実施日の前にこの条に掲げた財産の管理から生じた請求権に関する責任から、ここに、アメリカ合衆国政府を解除する。

第 7 条

アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、1945年9月9日からこの協定の実施日までに韓国経済のために供与された電力に対して韓国駐在ソヴィエト官憲に支払うべき未払債務の満足な決済をはかることにつき、協力することに同意する。アメリカ合衆国政府は、更に、未払債務の公正な価額をソヴィエト及び合衆国の官憲の代表者が協定したときはいつでも、この債務を清算することに同意する。

第 8 条

アメリカ合衆国政府は、1945年9月9日から1948年6月30日までの期間に韓国経済から韓国駐在合衆国陸軍部隊のためにこの部隊に供与されたすべての貨物、役務及び施設と、アメリカ合衆国の政府、その公務員、雇用員又は機関及び代理機関に対するあらゆる種類のすべての請求で前記の期間中の韓国駐在合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として大韓民国の政府、国民又は他の個人及び団体が提起した又は提起することのあるものに対して、韓国所在合衆国陸軍軍政府を通じて、韓国に公正なドル貨価額で償還を行つた。

大韓民国政府は、この支払が前記の期間中に韓国駐在合衆国陸軍部隊によつて使用された又はこの部隊に供与されたすべての貨物及び役務と、アメリカ

カ合衆国政府、その公務員、雇用員又は機関及び代理機関に対するあらゆる種類のすべての請求で 1945 年 9 月 9 日から 1948 年 6 月 30 日までの期間合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として大韓民国の政府、その代理機関、国民又は他の個人若しくは団体が提起し又は提起することのあるものに対し、充分な、最終的な且つ完全な決済となることに同意する。大韓民国政府は、更に、1948 年 7 月 1 日前の期間中の韓国駐在合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として生じたあらゆる種類のすべての請求から、アメリカ合衆国政府、その公務員、雇用員若しくは機関及び代理機関、合衆国の国民又は他の個人及び団体を解除し、且つ損害なく救済することに同意する。大韓民国政府は、韓国に対する前記の支払を行わしめた協定を、ここに承認し追認する。

大韓民国政府は、また、「韓国所在合衆国陸軍軍政府資金勘定」という名義の朝鮮銀行当座貸越勘定から使用された資金に対するすべての債務を負担し、且つ、この債務からアメリカ合衆国政府を解除する。大韓民国政府は、韓国駐在合衆国陸軍部隊司令官が現在「韓国所在合衆国陸軍軍政府第 2 資金勘定」という名義の朝鮮銀行当座貸越勘定から引き続いて円を引き出すことに同意し、アメリカ合衆国政府は、この勘定から引き出した円で韓国経済から得たすべての貨物及び役務の公正なドル貨価額を、ドル貨又は他の合衆国資産によつて大韓民国政府に支払うことに、ここに同意する。

第 9 条

- (a) 合衆国国務省海外物資清算委員会及び韓国所在合衆国陸軍軍政府を通じてアメリカ合衆国政府が現在までに韓国経済に供与したある財産（この財産の売却から生じた韓国通貨による純取得金を含む。）の対価として、大韓民国政府は、この財産の韓国所在合衆国陸軍軍政府への移転をまかなつた海外物資清算委員会の記録に示す 2,500 万ドル相当額をこえない、この財産の公正な価額を、この条の条項に規定した方法でアメリカ合衆国政府に支払うことに同意する。利息は、この財産の総公正価額の未払残高に対して 1948 年 7 月 1 日から年 2-3/8 パーセントの率で附され、毎年 7 月

1日を支払期日とし、この日韓国通貨で支払う。第1回支払は、1949年7月1日に行う。

(b) アメリカ合衆国政府が指定する時期に及び指定する額で、大韓民国政府は、この条に掲げた負債として支払期日のきた残高の全部又は一部を、支払期日がきている未払の利息があるときはこれを含め、この条の(d)に規定した財産について行つた貸方を控除して韓国通貨で支払い、アメリカ合衆国政府は、前記の負債として支払期日のきている残高を、韓国通貨に対する合衆国ドルとして相当額で貸記する。アメリカ合衆国政府がこうして受領した通貨は、この条の(c)に掲げた規定に従つて使用する。

(c) アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、この条の(b)に規定したようにアメリカ合衆国政府が受領する韓国通貨とこの条の(a)に規定した利息としてアメリカ合衆国政府が受領する韓国通貨とを、韓国において支出しなければならず、また、次のものための支出も含めて韓国におけるアメリカ合衆国政府の支出の全部又は一部の支払のために使用できることに同意する。

(1) 両国政府が相互に合意する教育計画

(2) 財産改修物件も含む、有形又は無形の韓国所在の不動産又は動産でアメリカ合衆国政府が関心をもつものの取得。この財産は、第1に、この協定の補足書に掲げた財産を含む。

(d) アメリカ合衆国政府の要請により、大韓民国政府は、アメリカ合衆国政府がこの条の条項に従つて合意により取得する財産に対する権原を引き渡さなければならない。大韓民国政府がこの財産に対する権原をアメリカ合衆国政府に引き渡したとき直ちに、アメリカ合衆国政府は、この条に基づいて、大韓民国政府の勘定にこの財産の協定公正ドル価額を貸記する。

(e) 両国政府間の特別協定に規定されている場合を除き、アメリカ合衆国政府は、この条の(b)及び(d)に規定した韓国通貨による支払又は韓国所在財産の権原の引き渡しであつて、その総合合計額のうち、7月1日に始まる会計年度中に500万ドルとこの条の(a)に規定した支払期日をもち且つこの条

の(a)に規定したように支払うべき利息との和の相当額をこえているものを、大韓民国政府に要請してはならない。

(f) この協定の条項に基づいて大韓民国政府が負担したドル貨債務の円貨相当額は、大韓民国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によつて計算する。この計算は、各支払の直前に行う。いずれの場合における円貨相当額も、各取引の際に第3者が適法に利用できる換算率によるところに比べて、アメリカ合衆国政府に不利であつてはならない。

第 10 条

大韓民国政府は、この協定の条項に基づいてアメリカ合衆国政府に供与された設備、需品及び他の財産の再輸出又は転用を許可しないことに、ここに同意する。但し、再輸出又は転用がアメリカ合衆国政府の正当な委任を受けた代表者に承認されたときは、この限りではない。

第 11 条

大韓民国政府は、韓国所在合衆国陸軍軍政府の現行のすべての法律、命令、条例及び規則並びに（又は）大韓民国政府が廃止し若しくは修正するまでは南朝鮮臨時政府の現行のすべての法律、命令、条例及び規則を、引き続き有効とすることに同意する。

第 12 条

相互に満足な友好通商条約の交渉が成立するまでの間、締約国は、韓国において合法的業務に従事する連合国民及び商社が現在享有している権利及び特権が尊重され確認されることに同意した。

第 13 条

この協定の条項に基づいて大韓民国政府に移転する勘定、財産及び運営用施設の行政上の管理は、この協定実施日から 30 日以内に又は大韓民国政府がその運営及び責任を負う用意のできたとき直ちに、権限を有する大韓民国政

府の官憲に漸次に且つ秩序のある方法で引き渡される。但し、帰属財産並びに救済復興用需品の行政上の管理は、この協定の実施日から 90 日以内に又は大韓民国政府がその運営及び責任を負う用意ができたとき直ちに引き渡される。

第 14 条

韓国駐在合衆国陸軍部隊が韓国から撤退するまでは、アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、韓国駐在合衆国陸軍部隊による一定の輸送上、通信上及び他の施設及び業務の利用について韓国駐在合衆国陸軍部隊と韓国所在合衆国陸軍軍政府の諸部局との間にあらかじめ行われたすべての協定に拘束され、且つ、これを尊重することに同意する。

この協定は、韓国国民議会がこの協定に同意した旨のアメリカ合衆国政府への正式の通告と同時に効力を生ずる。

1948 年 9 月 11 日韓国京城において、英語及び朝鮮語で本書 2 通を作成した。英語及び朝鮮語の本文は、同一の効力を有するが、相違がある場合には、英語の本文による。

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・ジュー・ムッチオ

大韓民国政府のために

リー・ブム・スク

チャン・タイク・サン

財政及び財産に関する最初の取極の補足書

アメリカ合衆国政府（以下「合衆国」という。）と大韓民国政府（以下「韓国」という。）との間のこの協定は、本日付の「財政及び財産に関する最初の取極」の第9条を補足し、韓国に供与された余剰財産に対する代償としての不動産の移転を規定する。

次のことを確認する。

韓国と合衆国との間の「財政及び財産に関する最初の取極」は、合衆国の要請により韓国が合衆国の関心を有する韓国所在財産に対する権原を、引き渡すことを第9条で規定しているので、また、

韓国は、合衆国が希望する財産を両国政府の協定する価格で利用に供することを協定の前記の条の(d)で約束しているので、また、

合衆国は、協定の前記の条項に基いて受け取ることを希望するある財産を既に撰択したので、よつて、ここに次のとおり協定した。

1. 韓国は、3人の承認された評価人がドル貨指定を行ない決定した価格で、次のものを含むがそれに限定されていない財産を、この協定の実施日から60日目又はそのころに合衆国に移転する。この3人の評価人については、1人を韓国が任命し1人を合衆国が任命し、まず選定された2人の評価人が議長を任命する。

(A) 軍用家族住宅及び土地第10号

チョン・ドン1の39

1,362坪

(B) ロシア人住宅第1号

チョン・ドン1の39

720坪

(C) 現在の合衆国領事館の西の空地

チョン・ドン1の9

1,414坪

(D) 現在の合衆国領事館の南の空地、京城クラブの所有地に至る合衆国

領事館の横を現在通つている道路の一部 チョン・ドン 8 の 1、8 の 3、8 の 4、8 の 5、8 の 6、8 の 7、8 の 8、8 の 9、8 の 10 及び 8 の 17

535 坪 40

- (E) 軍用家族住宅第 10 号及びロシア人住宅第 1 号の真東の三角形の土地並びにこの土地の上の倉庫 1、住宅 3 戸及び他の建物

チョン・ドン 1 の 39

サウダイ・ムン・ク

1,675 坪

- (F) 住宅約 43 戸、他の各種の建物及びこれらが建設地から成る旧軍政府第 2 号地区の全部

前記は、この地区の殖産銀行の所有するすべての財産を包含する意図を有しているものである。ソン・ヒウン・ドン 49 の 1 の全部と、サカン・ドン 96、97 の 2、98、99、102、103 の 1、104 の 1 及び 104 の 2 全部並びにこれらの土地の上のすべての建物

約 9,915 坪

- (G) 半島ホテル及び隣接する東側の駐車場

ウルチ＝ロ 180 の 2

チョンノ・ク

1,944 坪

以上の証拠として、下名は、各自の政府の正当な委任を受け、1948 年 9 月 11 日韓国京城において、英語及び朝鮮語のこの協定に署名した。

英語及び朝鮮語の本文は、同一の効力を有するが、相違のある場合には、英語の本文による。

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・ジュー・ムッチオ

大韓民国政府のために

リ・ブム・スク

チャン・タイク・サン

附 属 表 A

無償借地の条件で合衆国政府の一時的使用のために大韓民国政府が提供する財産は、次のものを含むが、それに限らない。

- (A) 第1、第2及び第7の3軍用地区にある特定の住宅51戸及び土地
- (B) 散在する諸地区にある軍用家族住宅第9号、第109号、第143号、第218号、第221号、軍用宿舎第5号、第10号及び第11号
- (C) 半島ホテルの向側にある三井ビルディング及び土地
- (D) 合衆国公報館及び土地（旧警視庁ビルディング）
- (E) 第24軍団特務隊地区
- (F) 南大門附近の地区にある第216補給隊コンクリート建倉庫
- (G) 第7師団地区（サビンゴ兵營）にある住宅56戸及び土地
- (H) 中央庁地区にある住宅57戸
- (I) 国軍用宿舎第32号（国際ホテル）及び合衆国軍宿舎第24号（首都ホテル）
- (J) 建物3から成る軍用宿舎第23号（内資アパートメント）
- (K) 国軍用宿舎第38号（プラザ・ホテル）
- (L) 使用しうる住宅8戸及びアパートメント15から成るヨン・ドン・ボ軍用家族住宅地区第1号

資料 続 6

Resolution 195 (III) adopted by the General Assembly
at its Third Session on 12 December 1948.

The problem of the independence of Korea

The General Assembly,

Having regard to its resolution 112 (II) of 14 November 1947 concerning the problem of the independence of Korea,

Having considered the report of the United Nations Temporary Commission on Korea (hereinafter referred to as the "Temporary Commission") and the report of the Interim Committee of the General Assembly regarding its consultation with the Temporary Commission,

Mindful of the fact that, due to difficulties referred to in the report of the Temporary Commission, the objectives set forth in the resolution of 14 November 1947 have not been fully accomplished, and in particular that unification of Korea has not yet been achieved,

1. Approves the conclusions of the reports of the Temporary Commission ;

2. Declares that there has been established a lawful government (the Government of the Republic of Korea) having effective control and jurisdiction over that part of Korea where the Temporary Commission was able to observe and consult and in which the great majority of the people of all Korea reside ; that this Government is based on election which were a valid expression of the free will of the electorate of that part of Korea and which were observed by the Temporary Commission ; and that this is the only such Government in Korea ;

3. Recommends that the occupying Powers should withdraw their occupation forces from Korea as early as practicable ;

4. Resolves that, as a means to the full accomplishment of the objectives set forth in the resolution of 14 November 1947, a Commission on Korea consisting of Australia, China, El Salvador, France, India, the Philippines and Syria, shall be established to continue the work of the Temporary Commission and carry out the provisions of the present resolution, having in mind the status of the Government of Korea as herein defined, and in particular to :

(a) Lend its good offices to bring about the unification of Korea and the integration of all Korean security forces in accordance with the principles laid down by the General Assembly in the resolution of 14 November 1947;

(b) Seek to facilitate the removal of barriers to economic, social and other friendly intercourse caused by the division of Korea;

(c) Be available for observation and consultation in the further development of representative government based on the freely-expressed will of the people;

(d) Observe the actual withdrawal of the occupying forces and verify the fact of withdrawal when such has occurred; and for this purpose, if it so desires, request the assistance of military experts of the two occupying Powers;

5. Decides that the Commission;

(a) Shall, within thirty days of the adoption of the present resolution, proceed to Korea, where it shall maintain its seat;

(b) Shall be regarded as having superseded the Temporary Commission established by the resolution of 14 November 1947;

(c) Is authorized to travel, consult and observe throughout Korea;

(d) Shall determine its own procedures;

(e) May consult with the Interim Committee with respect to the discharge of its duties in the light of developments, and within the terms of the present resolution;

(f) Shall render a report to the next regular session of the General Assembly and to any prior special session which might be called to consider the subject-matter of the present resolution, and shall render such interim reports as it may deem appropriate to the Secretary-General for distribution to Members;

6. Requests that the Secretary-General shall provide the Commission with adequate staff and facilities, including technical advisers as required; and authorizes the Secretary-General to pay the expenses and per diem of a representative and an alternate from each of the States members of the Commission;

7. Calls upon the Member States concerned, the Government of the Republic of Korea, and all Koreans to afford every assistance and facility to the Commission in the fulfilment of its responsibilities;

8. Calls upon Member States to refrain from any acts derogatory

to the results achieved and to be achieved by the United Nations in bringing about the complete independence and unity of Korea ;

9. Recommends that Member States and other nations, in establishing their relations with the Government of the Republic of Korea, take into consideration the facts set out in paragraph 2 of the present resolution.

(訳文)

1948年12月12日第3総会決議、195(Ⅲ)

朝鮮の独立問題

総会は、

朝鮮の独立問題に関する1947年11月14日の総会決議112(Ⅱ)を尊重し、
国際連合臨時朝鮮委員会(以下臨時委員会という。)の報告及び総会の中間委員会の臨時委員会との協議に関する報告を審議し、

臨時委員会報告中に記述された困難のため、1947年11月14日の決議に定められた目的が未だ完全に達成されていないという事実、及び特に朝鮮の統一が未だ成就されていないという事実を念頭におき、

1. 臨時委員会の報告中の結論を承認し、
2. 臨時委員会が観察し、且つ、協議することができたところの、朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府(大韓民国政府)が樹立されたこと、この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明であつたし、また、臨時委員会が観察した選挙に基くものであることと、この政府が朝鮮における唯一のこの種の政府であることを宣言し、
3. 占領国に対して、その占領軍をできる限り早く朝鮮から撤退すべきことを勧告し、
4. 臨時委員会の任務を引き継ぎ、且つ、決議に定められている朝鮮政府の状態に留意し、本決議の規定を実施し、特に次のことを行なう、オーストラリア、中国、エル・サルヴァドル、フランス、インド、フィリピン及びシリアからなる朝鮮委員会を1947年11月14日の決議に定められた目的の完全な達成のための手段として、設立すべきことを決議し、
 - (a) 1947年11月14日の決議中で総会が設定した原則に従い、朝鮮の統一及びすべての朝鮮の保安隊の統合を将来するよう周旋すること。
 - (b) 朝鮮の分割により起つた経済的、社会的その他の友好関係への障害の

除去を容易にするよう努力すること。

- (c) 人民の自由に表明された意思に基く代議制政府の一層の発展に当り、観察と協議を行なう態勢にあること。
- (d) 占領軍の実際的撤退を観察し、撤退が行なわれた際は、撤退の事実を確証すること。またこの目的のため、2 占領国の軍事専門家の援助を、委員会がこれを希望する際は、要請すること。

5. 委員会が、

- (a) 本決議採択後 30 日以内に、朝鮮におもむき、同地に本部を維持すること、
- (b) 1947 年 11 月 14 日の決議により設置された臨時委員会に代つたものとみなされるべきこと、
- (c) 朝鮮全土にわたつて、旅行し、協議し、且つ、観察する権限を与えられること、
- (d) 委員会自身の手続を決定すべきこと、
- (e) 事態の発展に照し、且つ、本決議の規定の範囲内で、委員会の任務の遂行に関し、中間委員会と協議できること、
- (f) 総会の次の通常会期及びそれに先立ち本決議の標題の事項を審議するため招集されることのある特別会期に報告を提出し、また委員会が適当と認める中間報告を、加盟国に配布するため、事務総長に提出すべきこと、

を決定し、

- 6. 事務総長に対して、委員会に十分な職員及び便益を、必要とされた技術顧問を含み、提供するよう要請し、また、事務総長に対して、委員会の各構成国の代表 1 人及び代表代理 1 人の費用及び日当を支給する権限を与え、
- 7. 関係国、大韓民国及びすべての朝鮮人に対して、委員会の任務遂行に当つて、これにあらゆる援助と便益を提供するよう要請し、
- 8. 加盟国に対して、朝鮮の完全な独立と統一を将来しようとするに当つ

て、国際連合が達成した及び達成するであろう結果を損うようないかなる
行為をも慎しむよう要請し、

9. 加盟国その他の国に対して、大韓民国と関係を設定するに当つて、本決議第2項に記述した事実を考慮に入れるよう要請する。

連合国最高司令部の指令に基づいて韓国に返還された朝鮮籍船一覽表

番号	船 名	G/T	用 途	船籍港	船 主	返 還			引 渡 者	受 領 者
						指 令	年 月 日	地		
1	第 2 清 津 丸	60	漁 船	清 津	[Redacted]	SCAPIN 1437 1947. 1. 4	1947. 5. 2	釜山	[Redacted]	
2	第 1 咸 北 丸	48	"	雄 基		"	"	"		
3	忠 比 須 丸	46	"	清 津		"	"	"		
4	第 15 若 月 丸	43	"	浦 項		"	"	"		
5	第 11 朝 水 丸	78	"	仁 川		"	1947. 6. 4	"		
6	第 11 共 豊 丸	67	"	城 津		"	"	"		
7	第 2 富 榮 丸	54	"	清 津		"	"	"		
8	第 2 開 洋 丸	78	"	仁 川		"	"	"		
9	東 鷗 丸	63	"	"		"	"	"		
10	第 2 鷄 林 丸	55	"	"		"	"	"		
11	第 2 洛 洋 丸	53	"	清 津		SCAPIN 3244-A 1947. 2. 14	1947. 6. 19	"		
12	第 3 鯨 丸	19	"	釜 山		SCAPIN 1437 1947. 1. 4	"	"		
13	第 1 鷄 林 丸	59	"	元 山		"	1947. 7. 22	"		
14	第 2 幸 福 丸	47	"	清 津		"	1947. 8. 11	"		
15	第 2 神 恵 丸	56	"	"		"	"	"		
16	第 3 鳳 丸	49	"	新浦邑		SCAPIN 2635-A 1946. 11. 21	1947. 4. 11	"		在朝鮮米軍政府 係官
17	金 剛 丸	309	曳 船	木 浦		SCAPIN 6392-A/1 1949. 5. 24	1949. 6. 6	"		
18	無 頭 山 丸	66	漁業巡視船	"		"	"	"		
19	海 運 丸	135	客 船	仁 川		"	"	"		
20	黒 潮 丸	93	巡 視 船	羅 津		SCAPIN 6392-A 1949. 2. 15	1950. 2. 27	三国		
21	平 安 丸	1,578	貨 客 船	仁 川		SCAPIN 7028-A 1949. 12. 29	1950. 2. 14	門司		
22	興 盛 丸	69	貨 物 船	釜 山		"	1950. 12. 27	唐津		返
23	初 雪 丸	42	曳 船	清 津		"	"	東京		
24	朝 風 丸	37	"	"		"	"	"		
25	第 2 千 鳥 丸	16	漁 船	方魚津		"	1950. 6. 23	下関		
26	第 5 "	17	"	"		"	"	"		
27	第 6 "	17	"	"		"	"	"		
28	第 7 "	14	"	"		"	"	"		
29	第 9 "	14	"	"		"	"	"		
30	榮 光 丸	1,163	貨 客 船	仁 川		"				
31	鏡 城 丸	372	"	釜 山		"				
32	宝 城 丸	200	"	"		"				
33	晃 陽 丸	129	"	"		"				
34	第 7 鮮 海 丸	129	貨 物 船	仁 川		"				
35	第 20 "	130	"	"		"				
36	第 1 唐 津 丸	209	"	不 明		"				
37	第 8 旭 丸	48	漁 船	郡 山		"				
38	晃 運 丸	90	運 搬 船	釜 山		"				

計 38 隻 5,752 G/T

資料 続 8

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

Diplomatic Section

The Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, presents its compliments to the Korean Diplomatic Mission in Japan and has the honor to refer to the latter's note of August 10, 1951 and to previous correspondence between the Mission and this Headquarters concerning the return to Korea of certain vessels now in Japanese custody.

In review of the terms of the Korean Vesting Decree issued by the United States Military Government in Korea, this Headquarters has determined that those vessels which were of Korean registry of August 9, 1945 rightfully fell within the scope of the Korean Vesting Decree and were thereby included in those assets transferred by the United States Army Military Government in Korea to the Republic of Korea by terms of the Agreement between the United States and the Republic of Korea on Initial Financial and Property Settlement, of September 11, 1948.

Consequently, the Japanese Government has been instructed as of this date to deliver, in an "as is where is" condition, these vessels and the ownership thereof to the Mission for the Republic of Korea. This action is not intended to prejudice or exclude any other claims which the Republic of Korea may desire to make against Japan in respect of vessels alleged to have been in Korean waters on or after August 9, 1945. However, it should be understood that any such claims will have to be made directly against the Japanese Government at an appropriate date.

It is suggested that the Mission undertake to make arrangements directly with the Japanese Ministry of Foreign Affairs to effect transfer of title to vessels mentioned above. Such arrangements should be commenced within sixty days from this date.

Tokyo, September 10, 1951

To the
Korean Diplomatic Mission,
Tokyo

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 9

極 秘

船舶問題議題(a)に関する 19 隻のリスト

(昭和 26 年 11 月 24 日日本側提出)

Name of Vessel	Gross Tonnage	Type	Former Owner	Port of Registry
Kainei Maru 会寧丸	931	Semi-cargo		Jinsen
11 Yoshitomo Maru #11 良友丸	275	Tanker		"
20 Yoshitomo Maru #20 "	146	Wooden Tanker		"
32 Yoshitomo Maru #32 "	532	Tanker		"
3 Tosei Maru #3 東勢丸	372	"		"
Junsen Maru 順川丸	155	Wooden Tanker		"
Hakusan Maru 博川丸	158	"		"
Taihei Maru 大平丸	196	Semi-cargo		Fusan
Taisei Maru 大西丸	233	"		"
Kinjo Maru 金城丸	345	"		"
Ryutozan Maru 龍頭山丸	539	Cargo		"
1 Keijin Maru #1 京仁丸	435	"		Jinsen
2 Keijin Maru #2 "	434	"		"
5 Keijin Maru #5 "	434	"		"
12 Keijin Maru #12 "	419	"		"
1 Taisei Maru #4 大成丸	56	Wooden Fishing Boat		Fusan
2 Taisei Maru #2 "	56	"		"
11 Asahi Maru #11 あさひ丸	47	"		Gunzan
12 Asahi Maru #12 "	47	"		"

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 10

極 秘

日本国と大韓民国との間の友好条約草案

(昭和 27 年 2 月 16 日日本側提案)

日本国は、1951 年 9 月 8 日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の規定に従つて、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したので、

日本国及び大韓民国は、相互に他方の当事国の政治的独立及び領土保全を尊重し、並びに、両国間に恒久の平和と堅固な且つ永続的な友好及び経済関係を維持することを決意するので、

また、両国は、両国間の新関係発生に由来する各種の懸案を和協の精神により且つ正義と衡平の原則に従つて迅速に解決することが前記の目的に資するゆえんであることを認めるので、

よつて、両国は、この条約を締結することに決定し、そのために次のとおり自国の全権委員を任命した。

日本国政府

、 、 、 、 、 、 、 、 、

大韓民国政府

、 、 、 、 、 、 、 、 、

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、これが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第 1 条

日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の目的及び原則に従い、且つ、両国間の善隣関係に即応する方法によつて、共通の福祉を増進するために、並びに東亜及び世界の平和の維持に寄与するために、友好的に協力する。

第 2 条

日本国及び大韓民国は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに両国間に外交及び領事関係を設定するものとする。

第 3 条

(a) 日本国及び大韓民国は、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、最恵国待遇及び内国民待遇の原則に一般的に基いている通商航海条約を締結するための交渉をなるべくすみやかに開始するものとする。

(b) 該当する条約が締結されるまで、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の後4年間、いずれの一方の当事国並びにその国民、産品及び船舶も、他方の当事国において、次の待遇を与えられる。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

(1) 貨物の輸入及び輸出に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

(2) 入国、旅行、滞在、居住及び出国に関する最恵国待遇。この待遇はすべての外国人に対して等しく適用される当該国の法令及び規則に従つて与えられる。

(3) 海運、航海及び輸入品に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びこれらのものの利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権、法人への参加並びに一般にすべての種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

また、各当事国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(c) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若

しくは国際収支を保護する必要に基くもの又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものとは認めない。

第 4 条

日本国及び大韓民国は、1945年9月2日以前のいずれかの時より日本国に引き続いて居住する韓人が大韓民国国民であつて、日本国国民でないことを確認する。

両国は1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日以前に、いずれかの一方の当事国の法令の適用により日本人及び韓人の相互にわたる身分関係について生じた効果を承認する。

第 5 条

日本国は、前条第1項に定める国籍の確認に伴い、同項の韓人の処遇に関して、別に締結される協定に従い必要な過渡的措置を講ずる。

第 6 条

日本国及び大韓民国は、日本国及びその国民の財産で大韓民国にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む）で大韓民国及びその国民に対するもの、並びに、大韓民国及びその国民の財産で日本国にあるもの並びに大韓民国及びその国民の請求権（債権を含む）で日本国及びその国民に対するものの処理に関する問題を、和協の精神により、且つ、正義と衡平の原則に従つて、なるべくすみやかに解決するものとする。

第 7 条

日本国及び大韓民国は、この条約の効力発生の後、別に同意されたなるべ

くすみやかな時期において、両国の領域を結ぶ日本国所有の海底電線に関する問題を解決する。

第 8 条

日本国及び大韓民国は、国際法及び国際慣習の原則に基く公海の漁業資源を開発する各自の権利に照らし、自由の且つ平等の立場において、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する協定の締結をはかるものとする。

第 9 条

この条約は、当事国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。批准書は、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後において、なるべくすみやかに東京で交換されるものとする。

この条約は、批准書交換の日から実施される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1952年 月 日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書2通を作成した。

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 11

極 秘

(仮 訳)

大韓民国と日本国との間の基本条約案

(昭和 27 年 3 月 5 日韓国側提案)

大韓民国及び日本国は、相互に他方の当事国の政治的独立及び領土保全を尊重し、並びに、両国間に恒久の平和と堅固な且つ永続的な友好関係を維持することを決意するので、

また、両国は、両国間に存在する各種の懸案を和協の精神により且つ正義と衡平の原則に従つて迅速に解決することが前記の目的に寄与するゆえんであることを認めるので、

よつて、両国は、この条約を締結することに決定し、そのために次のとおり各自の全権委員を任命した。

大韓民国政府

、 、 、 、 、 、 、 、 、

日本国府政府

、 、 、 、 、 、 、 、 、

これらの全権委員は、その全権委任状を提示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第 1 条

大韓民国は、日本国を独立の主権国として承認する。

第 2 条

大韓民国及び日本国は、両国の共通の福祉を増進し、且つ東亜及び世界の平和の維持に寄与するために、友好的に協力する。

第 3 条

大韓民国及び日本国は、1910年8月22日以前に旧大韓帝国と大日本帝国

との間に締結されたすべての条約又は協定が無効であることを確認する。

第 4 条

大韓民国及び日本国は、なるべくすみやかに両国間に外交及び領事関係を設定するものとする。

第 5 条

A 大韓民国及び日本国は、貿易、海運その他の通商関係を安定した且つ友好的な基礎の上にもくために、通商航海条約を締結するための交渉をなるべくすみやかに開始するものとする。

B 該当する条約が締結されるまで、日本国はこの条約の最初の効力発生の後 4 年間、

(1) 大韓民国並びにその国民、産品及び船舶に次の待遇を与える。

(i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

(ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

C もつとも、いづれの事項に関しても、日本国は、大韓民国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限度においてのみ、大韓民国に内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。

D この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの又は重大な安全上の利益を維持

する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めてはならない。

第 6 条

(在日韓国人の国籍処遇等に関する委員会で満足すべき協定に達した場合には、この条に規定するものとする。)

第 7 条

(請求権及び船舶に関する両委員会で満足すべき協定に達した場合には、この条に規定するものとする。)

第 8 条

大韓民国及び日本国の領域を結ぶ海底電線は、2等分され、大韓民国は、大韓民国の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、日本国は、残りの電線及びその終点施設を保有することとする。

第 9 条

(漁業問題委員会で満足すべき協定に達した場合には、この条に規定するものとする。)

第 10 条

この条約は、当事国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。批准書は、東京で交換されるものとする。

この条約は、批准書交換の日から実施される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1952年 月 日に東京で、ひとしく正文である韓国語、日本語及び英語により本書2通を作成した。

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 12

STRICTLY CONFIDENTIAL

NOTE VERBALE

The Korean Diplomatic Mission in Japan presents its compliments to the Japanese Ministry of Foreign Affairs and concerning its status has the honour to convey the following for consideration of the Japanese Ministry of Foreign Affairs:

“In view of the fact that as from today when the Treaty of Peace signed at the City of San Francisco on September 8, 1951 comes into force, the Korean Diplomatic Mission in Japan loses its status as a mission accredited to the Supreme Commander for the Allied Powers, it will be greatly appreciated if the Japanese Government would tentatively recognize a Korean Mission having the status of a governmental agency and render it and its staff the same privileges as normally accorded to those of a consular agency, until normal diplomatic and consular relations will be established between the two countries.

The Government of the Republic of Korea understands that it will reciprocally recognize a Japanese Mission in the Republic of Korea having the same status and privileges as those of the said Korean Mission in Japan.”

Tokyo, April 28, 1952.

秘密指定解除
情報公開室

(訳文)

極 秘

口 上 書

在日韓国代表部は、日本外務省に敬意を表するとともに同代表部の地位に関して日本外務省が配慮されるよう左記を伝達するの光榮を有する。

「在日韓国代表部は、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された平和条約の効力の発生する本日から、連合国最高司令官に対し派遣された代表部としての地位を喪失するので、両国間に正常の外交領事関係が設定されるまで臨時に、日本政府に同代表部に対し政府機関としての地位を認め、且つ同代表部およびその構成員に対し領事館およびその構成員に通例許与されると同じ特権を許与されるならば幸甚と存ずる。

大韓民国政府は、在韓日本政府代表部に対し相互主義により前記代表部に与えられると同じ地位及び特権を認めることを諒解する。」

1952年4月28日

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 13

STRICTLY CONFIDENTIAL

NOTE VERBALE

The Japanese Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Korean Diplomatic Mission in Japan and with reference to the latter's Note Verbale of today concerning the latter's status has the honour to make a reply thereto as follows:

“In view of the fact that as from today when the Treaty of Peace signed at the City of San Francisco on September 8, 1951 comes into force, the Korean Diplomatic Mission in Japan loses its status as a mission accredited to the Supreme Commander for the Allied Powers, the Japanese Government will tentatively recognize a Korean Mission having a status of a governmental agency and render it and its staff the same privileges as normally accorded to those of a consular agency, until normal diplomatic and consular relations will be established between the two countries.

The Japanese Government understands that the Government of the Republic of Korea will reciprocally recognize a Japanese Mission in the Republic of Korea, having the same status and privileges as those of the said Korean Mission in Japan”.

Tokyo, April 28, 1952.

秘密指定解除
情報公開室

(訳文)

極 秘

口 上 書

日本外務省は、在日韓国代表部に敬意を表するとともにその地位に関する同代表部の本日付口上書について左記回答するの光榮を有する。

「日本政府は、在日韓国代表部が1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された平和条約の効力の発生する本日から、連合国最高司令官に対して派遣された代表部としての地位を喪失するので、両国間に正常の外交領事関係が設定されるまで臨時に同代表部に対し政府機関としての地位を認め、且つ同代表部およびその構成員に対し領事館およびその構成員に通例許与されると同じ特権を許与するものである。

日本政府は、大韓民国政府が在韓日本政府代表部に対し相互主義により、前記同代表部に与えられると同じ地位および特権を認めるものと諒解する。」

1952年4月28日

「韓国の法的地位」に関する久保田代表発言要旨

(昭和 28 年 10 月 21 日)

20 日の第 3 回本会議において、金代表から対日平和条約の最初の効力発生前に韓国が独立国となつたことについて、日本側代表はこれを国際法違反であるかとの発言があつたが、右については次のとおりお答えしたい。

1. この問題は国際法違反であるかないかという問題ではない。すなわち或る国が独立するということは、国際法上の問題としてこれを見る場合には、その国が如何なる既存の国家から承認されるかの問題である。事実上国家たる要素を具備し、国際法を遵守する意思を有する新「国家」に対しては、如何なる国も自らの認定によつてこれを承認することができる。この場合新「国家」は承認国との関係において独立国となつたのであり、未だ承認を与えていない国との関係においては、国際法上国家とは認められない。韓国は対日平和条約の発効に先立つこと数年にして多くの連合国によつて国家の承認を与えられたことは事実であり、日本側もこの事実を承知している。しかして日本側はこれらの承認が時期尚早の承認であつたと考えているわけでもなく、沉んや国際法違反だと考えている訳でもない。
2. しかしながら右の事実は、韓国が日本国との関係において平和条約発効前から独立国であつたことを意味するものではない。

日本は、1945 年 9 月 2 日に行なわれた降伏文書の調印によつて韓国独立の方針を謳つたカイロ宣言の条項は履行せられるべきことを約束した。右調印に続く連合国による占領期間中は日本は国際法上の法律行為を自らなす自由を有せず、平和条約の締結によつて初めて韓国独立に関するカイロ宣言の条項が日本との関係において履行せられたのである。

3. 従つて日本側としては、多くの連合国との関係において韓国が対日平和

条約発効以前から独立国であつた事実を認めると同時に、日本との関係に
おいては韓国は 1952 年 4 月 28 日以来独立したものであり、更に韓国は日
本から分離独立したがその日本による承認と第三国による承認との間に数
年の期間が存したことは異例のことであり、これに伴う諸懸案は両国間で
早急に解決すべきものと考える次第である。

日韓修交友好条約要旨

(昭和 30 年 2 月 4 日日本側提案)

前 文

大韓民国は 1948 年 8 月 15 日独立せるにより、
日本国はサン・フランシスコ平和条約により大韓民国の独立を承認し、そ
の独立国としての発展と向上を衷心祈念するにより、
両国は善隣友好、互惠平等の精神に基き、両国間に恒久の平和および共存
共栄の関係を樹立せんことを希望するにより、
本条約を締結するものとする。

第 1 条 (恒久の平和および友好)

日韓両国間には、恒久の平和および友好あるべし。

第 2 条 (外交使節、領事官の派遣)

両国は大使の資格を有する外交使節を交換するものとし、またそれぞれ相
手国の所要の都市に領事館を設置することを認められるものとする。

第 3 条 (国籍、処遇)

両国政府は、太平洋戦争の戦闘の終止の日以前より引続き日本国に在住す
る韓人の国籍の確定およびその処遇につき、すみやかに協定を締結するため
交渉を開始するものとする。

第 4 条 (財産、請求権の処理)

両国政府は、サン・フランシスコ平和条約第 4 条の規定に準拠し、両国政
府および国民の間の財産および請求権の処理に関し、右規定の予見する特別
取極を締結するためすみやかに交渉を開始するものとする。

第5条（通商、航海）

- 1 両国政府は、両国間の貿易、海運その他の通商関係を安定したかつ友好的な基礎に置くことを目的とする条約を締結するため、すみやかに交渉を開始するものとする。
- 2 右条約が締結せられるまでの間、両国はその相手国の国民、産品および船舶に対し次の待遇を与えるものとする。もつとも通商条約に通常規定される差別的措置であつて、国際的に例外として認められるものについてはこの限りではない。
 - イ 自然人の入国、旅行、滞在、居住および出国に関する最恵国待遇並びに自然人および法人の享受する利益およびその職業活動、商業活動に関する内国民待遇。
 - ロ 貨物の輸出入に対するまたはこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国民待遇。
 - ハ 海運、航海および輸入貨物に関する内国民待遇。
- 3 両国政府は、両国の政府または国営商企業の国外における購入および買付が商業的考慮にのみ基くことを確保するものとする。

第6条（漁業）

両国政府は、両国民の公海における漁業上の利益を保護、増進せしめかつ公海における漁業資源の最大の持続的生産性を維持するため所要の規制を樹立する目的をもつて、協定を締結するためすみやかに交渉を開始するものとする。

第7条（批准条項）

本条約は批准せらるべく、批准書交換の日より発効するものとする。

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 16

STRICTLY CONFIDENTIAL

(Joint Declaration)

(昭和 30 年 3 月 9 日日本側提案)

1. The Three States undertake to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

(Korean amendment)

..... to refrain from the threat or use of force against the territorial integrity, political independence or economic stability of any State. (last phrases deleted)

(Japanese counter-proposal)

..... to refrain from the threat or use of force against the territorial integrity, political independence or economic stability of any State, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

2. The Three States, recognizing that the elevation of living standards and the promotion of economic progress and social wellbeing in the Far Eastern area are an essential element in securing peace and stability in this area, declare their intention to continue cooperation in the economic, social and cultural fields.

(Korean amendment)

2. The Three States, in this area, declare their intention to respect a sound development of the economic, social and cultural fields of one another.

(Japanese counter-proposal)

2. The Three States, in this area, declare their intention to promote friendly cooperation among them in order to contribute to a sound development in the economic, social and cultural fields of one another.

資料 続 17

(本資料は前の資料集の資料 19 の仮訳を修正したもの)

(訳 文)

平和条約第 4 条の解釈に関する米国政府の見解を伝えた
在日米国大使の口上書

第 1010 号

アメリカ合衆国大使は日本国外務大臣閣下に敬意を表するとともに、日本国と大韓民国との間の請求権の解決に関する日本国との平和条約第 4 条の解釈についてのアメリカ合衆国政府の次のとおりの見解の表明を通達する光榮を有する。

国務省は、1952 年 4 月 29 日付けの韓国大使あての書簡において、日本国との平和条約第 4 条を次のとおり解釈した。

合衆国は、日本国との平和条約第 4 条(b)並びに在韓国合衆国軍政府の関連指令及び措置により、大韓民国の管轄権内の財産についての日本国及び日本国民のすべての権利、権原及び利益が取り去られたという見解である。したがって、合衆国の見解によれば、日本国はこれらの資産又はこれらの資産に関する利益に対する有効な請求権を主張することができない。もつとも、日本国が平和条約第 4 条(b)において効力を承認したこれらの資産の処理は、合衆国の見解によれば、平和条約第 4 条(a)に定められている取極を考慮するに当たって関連があるものである。

合衆国政府は、前記の見解を引き続き有している。この見解及び平和条約の該当条項の背後にある理由を説明することは有益であろう。朝鮮における独立国家の設立のためには日本国とのきずなをきれいに、かつ、完全に断ち切ることが必要と思われたので、合衆国軍政府の管轄権内の朝鮮の部分内の日本財産は、所属を変せられ、その後大韓民国に移転された。所属変更命令及び移転協定の意図するところは、韓国の当局に前記の財産を完全に支配さ

せることにあつた。権原の所属の変更と補償の問題とを区別することは法的地見地から可能であると認められるが、合衆国政府は、日本国の補償に対する請求権は、当該事情の下において、所属変更命令、移転協定及び平和条約第4条(b)の言辭、論理及び意図と両立しないものであると考える。

平和条約の起草者は、日本国及び日本国民に対する韓国の請求権が問題となつた時に、この請求権が韓国内の日本財産の所属変更によりすでにある程度満たされたことが明らかであつたにもかかわらず、平和条約中に解決を定めるには、十分な事実も、また、適用される法理論の十分な分析も有しているとは考えなかつた。したがつて、他の日本国の旧領土の場合におけると同様に、平和条約の起草者は、これらの問題を全く関係国間の取極にゆだねた。平和条約の起草者は、第4条(a)にいう特別取極において当事国は韓国内の日本財産がすでに所属を変せられたという事実を考慮に入れるであろうと考へ、このために、このような処理が特別取極を考慮するに当たつて、「関連がある」ものであると前記の見解において表明した。したがつて、韓国と日本国との間の特別取極は、韓国内の日本資産を韓国政府が引き取つたことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなる。

合衆国が1952年4月29日付けの韓国大使あての國務省の書簡に述べた解釈を示したことは、平和条約の規定に対する合衆国の責任からして、適當であつたと考えられる。しかしながら、平和条約に定められている特別取極の締結に当たつて、韓国内の日本財産の処理が当事国によりまさしくいかに考慮されるべきかについて合衆国が意見を表明することは、適當とは思われない。特別取極は、関係両政府間の問題であり、かかる決定は、当事国自身又はその決定を当事国が委任する機関のみが、当事国の指示することのある事実と適用される法理論とを十分に検討した後に行なうことができるものである。

アメリカ合衆国大使館

1957年12月31日に東京で

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 18

極 秘

在日韓人の法的地位に関する委員会における合意議事録(案)

(昭和 34 年 12 月 22 日日本側提案)

太平洋戦争の戦闘の終止以前から日本国に住居を有している韓人(以下在日韓人という)の帰還及び処遇に関する方針について、日韓両国政府代表は、第 4 次日韓全面会談の在日韓人の法的地位に関する委員会 1959 年 12 月 日の会議において、在日韓人の特殊の地位を考慮し、次のとおり原則的意見の一致をみた。

1. 日本国政府は、

- (a) 在日韓人の大韓民国への集団帰還のために、特定の期間中、日本国内において所要の便宜を供与し、
- (b) 大韓民国へ帰還する在日韓人の財産権を尊重し、その財産を、原則として、すべて持ち帰ることを許す。但し、その方法、時期等については、追つて両国政府間の協議により決定する。

2. 大韓民国政府は、

- (a) 在日韓人の大韓民国への帰還を、その在日期間中における政治的關係にかかわらず、受け入れ、
- (b) これら韓人の大韓民国における再定着のために所要の措置を講ずる。

3. 日本国政府は、在日韓人に対し、日本国に残留する間、参政権及び公務員となる資格を除き、既得の権利を認める。

日韓両国政府は、前記の方針及びその他の了解を基礎として、出来る限りすみやかに、前記の問題及びこれらに関連する問題について具体的協定を結ぶものとする。

資料 続 19

極 秘

日韓漁業関係事項

(昭和 35 年 11 月 9 日日本側提出)

1. 主要漁業種類
 - 機船底曳網漁業
 - トロール漁業
 - まさ網漁業
 - さば釣漁業
2. 漁業種類別の漁業状況
 - 主要漁場
 - 主要漁期
 - 漁船隻数
 - 漁獲量
3. 国内的規制制度
4. 資源調査
5. 国内における魚類消費状況

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 20

極 秘

文化財に関する韓国側要求項目

(昭和 35 年 11 月 11 日韓国側発言要旨)

1905 年以降韓国から日本に搬出された韓国文化財のうち、

- (1) 日本政府で重要文化財又は重要美術品として指定された文化財
- (2) 朝鮮総督府又は古蹟研究会によつて搬出された文化財
- (3) 統監又は総督によつて搬出された文化財
- (4) 慶尙南、北道所在の墳墓その他の遺蹟で発掘された文化財
- (5) 高麗時代の墳墓その他の遺蹟で発掘された文化財
- (6) 書画、典籍（古書のこと）及び地図原版
- (7) 個人所有の文化財

資料 続 21

極 秘

質 問 事 項

(昭和 35 年 11 月 15 日日本側提出)

- (1) 公海における漁業の規制にあたり、漁業種類毎にこれを行なおうとする方式についてどう考えるか。
- (2) 規制の対象として取上げる漁業種類は何か。
- (3) 規制の方法についてどう考えるか。
- (4) 韓国側においては、日韓間の漁業協定の典型となり得る国際漁業協定ないし条約としていかなるものを考えているか。

秘密指定解除 情報公開室

資料 続 22

極 秘

日韓漁業協定に関する日本側の考え方

(昭和 35 年 11 月 25 日日本側提出)

1. 目 的

日韓両国は、共通の利害関係を有する公海における漁業資源の最大の持続的生産性を確保するため、科学的根拠に基づき必要な保存および開発の措置を共同して行なうこと。

2. 共同委員会の設置

上記の目的を達成するため、日韓両国は、それぞれの政府が任命する同数の委員をもつて構成される日韓漁業共同委員会を設置し、漁業資源の保存および開発について必要な措置を両国政府に対して勧告させること。

3. 暫定的漁業規制

上記委員会が、科学的根拠に基づく勧告を行なうまでの期間、日韓両国は、両国間の合意に基づき、下記の要領により暫定的な漁業規制を共同して行なうこと。ただし、この規制措置の対象となるのは、下記の規制区域で下記の漁業種類に属する漁業が行なわれる場合のみであつて、公海におけるそれ以外の漁業はすべて自由であることが了解されること。

(1) 規制の対象となる漁業

当該水域における漁業の規制は、漁業種類別に行なうものとし、その対象は機船底曳網漁業、トロール漁業、まき網漁業およびサバ釣漁業の 4 漁業種類とする。

(2) 規制の適用される区域及び規制の方法

(イ) 機船底曳網漁業およびトロール漁業については、操業禁止区域および操業制限区域を設定し、これら区域内において当該漁業に従事する両国漁船についてそれぞれ操業の禁止および操業隻数の制限を行なう。

(ロ) まき網漁業およびサバ釣漁業については、操業制限区域を設定し、

同区域内において、当該漁業に従事する両国漁船について操業隻数および光力の制限を行なう。

(3) 規制の遵守

日韓両国は、それぞれ自国民をして規制措置を遵守せしめるよう協力するものとし、規制措置に対する違反の処罰は違反した人または漁船の所属する国の当局が行なう。

4. 協定から生ずる紛争の解決

協定の解釈および適用に関し、両国間に紛争が発生した場合の解決規定を設けること。

注、 日韓両国間の漁業技術協力については、漁業協定成立にともない、相互の立場を十分尊重しつつ、これを進めるものとする。

秘密指定解除 情報公開室

資料 続 23

極 秘

日韓漁業協力に関する日本側の考え方

(昭和 36 年 1 月 10 日日本側発言要旨)

1. 目 的

韓国漁業の健全なる発展と韓国漁業者の福祉増進が、韓国国民経済の発展と繁栄に重要な意義を有し、かつ、日韓両国漁業の共存共栄にも不可欠であることに留意し、日韓漁業協定成立の暁には、韓国側の要望に応じ、相互の立場を尊重しつつ、両国間の漁業協力を積極的に推進するものとする。

2. 政府間の協議

上記の目的を達成するため、日韓漁業協力の実施にあたっては、日韓両国政府は相互に緊密なる連絡を保つものとし、必要に応じ随時協議するものとする。

3. 漁業協力の方式

- (1) 日韓漁業協力の方式に関しては、通常諸国間で行われつつある政府間ベースないし民間ベースの諸方式（注参照）を参考とし、日韓漁業の諸事情をも充分勘案し、決定されるものとする。
- (2) 本漁業協力の実施にとまらぬ、日韓双方は、漁獲物およびその加工品のマーケティングについても、相互の立場を尊重しつつ、協力するものとする。

注、 日本と諸外国との漁業協力の事例

- 政府間ベース
 - 漁業センター（漁業技術者養成所）の設置
 - 漁業研修生の受入
 - 技術（漁撈、加工、漁港建設等）専門家の派遣
- 民間ベース
 - 冷凍施設、罐詰工場等加工設備の建設
 - 技術専門家の派遣
 - 漁船等の貸与

資料 続 24

極 秘

日韓会談漁業および「平和ライン」委員会におけ
る7項目に関する日本側見解要録

(昭和36年12月20日日本側提出)

昭和36年3月7日開催された第5次日韓全面会談予備会談漁業および「平和ライン」委員会の第5回非公式会合において、韓国側は資源論を論ずる際の一般原則を定めるためとして、7項目を提案し、日本側も、これに関する討議を行なうことに同意した。この討議は同日の会合より、5月9日の第14回非公式会合まで行なわれたが、さらに第6次日韓全面会談の漁業および「平和ライン」委員会に引きつがれ、12月8日の第6回会合まで続けられた。以下はこの討議を通じて、日本側が、7項目に関して示した見解の要点をまとめたものである。

なお、この要録は、上記のとおり行なわれて来た一連の討議の記録のために作成されたものであつて、日本側としては、ここに示された日本側見解により将来にわたつて拘束されるものではないことを念のため付言する。

(1) 対象水域の限界

「両国が共通の利害関係を有する魚族の回遊する水域」例えば東支那海、黄海、日本海とし、資源に関する討議にあたり、対象とする魚族の種類によつてはその他の水域にも及ぶことがある。

(2) 主要対象魚族

浮魚については、アジ、サバ及びイワシとし、底魚については、トロール漁業及び機船底びき網漁業により漁獲される主要魚種とし、いずれも両国が合意したものとする。

(3) 主要対象魚族の資源量の表示方法

この項目の内容について、韓国側の説明を伺つたが、漁獲量と漁獲努力のみを手掛りとして、手持ちの資料から資源量を明らかにすることは出来

ず、生物学的要因や自然条件等を含めて科学者のレベルにおいて、検討することが必要であると考え。従つて、「主要対象魚族の主要漁業別漁獲量と平均漁獲量の変化」という題目で話を進めて行くことが妥当である。

(4) 主要漁具別漁獲強度

漁獲努力については、底魚関係については、隻数、トン数、馬力数及び曳網回数 of 経年変化とし、まき網、一本釣、刺網関係については、隻数、トン数及び航海数とする。

(5) 主要対象漁業の種類と漁期別漁場

原則として、底魚については、機船底びき網漁業とトロール漁業、浮魚については、まき網漁業とさば釣漁業とする。

(6) 主要対象魚族の産卵場及び時期、越冬水域等

(7) 主要対象魚族別海況要因

(6)(7)の2項目については、主要対象魚族の討議に当り必要に応じて、その回遊状況、海況等につき、随時検討を行なうこととする。

資料 続 25

極 秘

(訳 文)

韓日会談漁業および平和線委員会における7項目
に関する韓国側見解要録

(昭和36年12月20日韓国側提出)

檀紀4294年(1961年)3月7日に開催された第5次韓日会談予備会談の漁業および平和線委員会の第5回非公式会合で韓国側は資源を論議する一般原則を定めるため7項目を提案し、日本側もこれに関する討議を行なうことに同意した。

この討議は同日の会合から5月9日の第14回非公式会合まで行なわれ、また、第6次韓日会談の漁業および平和線委員会に引きつがれ、12月8日の第6回会合まで継続された。

以下は、この討議を通じて韓国側が7項目に関して表示した見解の要点を総合したものであり、この要旨は上記のとおり進行されてきた一連の討議の記録のため作成されたものであり、韓国側は、ここに表示された韓国側の見解が将来の韓国側の主張を拘束するものでないことを付言する。

記

1. 対象水域の限界

対象水域は“北緯25度以北の東支那海、黄海、東海(日本海)および日本太平洋側水域”とする。

2. 主要対象魚族

浮魚と底魚に区分し、各々の対象魚族をつぎのとおりとする。

浮魚: サバ、アジ、マイワシ、ブリ、ニシン

底魚: タイ(マダイ、キダイ、アマダイ) シログチ、キグチ、ニベ、ヒ

ラメ、ホウボウ、カナガシラ、エビ、サメ、タラ、スケソウダラ

ただし、両国から提案された魚族を基準として討議するが必要にしたがつて追加または省略することにする。

3. 主要魚族の資源量の表示方法

- (1) 単位漁具によつて一定の時間に漁獲した平均漁獲量で表示する方法を採択し、底魚は一曳網当りの平均漁獲量、浮魚は一航海当りの平均漁獲量を漁業別および漁場別に経年的に表示し、魚族別に資源の動態を把握することにする。
- (2) 経年的に表示された結果が、上記以外の要素によつて再検討されなければならない場合には双方が協議し、考慮することとする。

4. 主要漁具別漁獲強度

漁船の隻数、屯数、馬力数、曳網回数、または航海数によつて漁獲強度を表示することにするが、漁具の構成、規模、材質、副漁具および操網条件等も考慮に入れながら討議する。

5. 主要対象漁業の種類と漁期別漁場

- (1) 漁業の種類は機船底引網、トロール、旋網（機船巾着網）、一本釣、打瀬網、流し刺網、鮫鱈網および延縄漁業とする。
- (2) 漁期別漁場は魚族別資源を討議するとき、必要ならば、随時に概括的な資料によつて討議することとする。

6. 主要対象魚族の産卵場および時期、越冬水域等

7. 主要対象魚族別海況要因

6および7項目は、5項目の漁期別漁場と同様に主要魚族の資源を論議するとき、必要にしたがつて随時に討議することとする。

資料 続 26

極 秘

第6次日韓全面会談における各委員会、小委員会の議事に関する報告

(昭和36年12月22日
第3回本会議における報告)

韓国請求権委員会

(イ) 一般請求権小委員会

一般請求権小委員会は、現在までに8回の会合を行ない、韓国側は、その対日請求8項目のうち第6項目までそれぞれについての請求の根拠、内容等を説明し、日本側はこれに対する質疑を行なうとともに、一応の見解を表明した。

なお、要綱第2項の請求にかかる事実関係の検討のために、臨時小委員会 (ad hoc committee) を設け、4回にわたって会合し、双方の資料について検討を行なった。

(ロ) 船舶小委員会

船舶小委員会においては、委員会会合を6回、実務者会議を1回行なつて、第5次会談に引続き議題(a)の韓国置籍船の問題について意見の交換が行なわれた。この間、韓国側からは、この議題に関する最終的な追加リストの提出があり、日本側では、従来 of 会談で韓国側から提出されたリストにこの最終的追加リストを加え、事実関係の調査を進め、結果の判明したものについては逐次委員会で報告を行なった。

(ハ) 文化財小委員会

文化財小委員会においては、5回の委員会会合が開かれ、韓国側からは文化財に関する要求項目の説明を行ない、日本側からはこの問題に対する日本側の考え方を述べた。

なお、この委員会とは別に、文化財の専門家同士による会合を6回行ない、文化財の現状等に関する話合いが行なわれた。

漁業および「平和ライン」委員会

漁業および「平和ライン」委員会は8回の会合を行なった。第5次会談の本委員会非公式会合においては、韓国側が資源論を論ずる際の一般原則を定めるためとして提案した7項目について討議が行なわれていたが、今次会談の本委員会においては、この7項目の討議を引続き行なつてこれを終了し、7項目に関し日韓双方が表明した見解の要点をまとめた見解要録を記録のために相互に交換した。

在日韓国人の法的地位に関する委員会

在日韓国人の法的地位に関する委員会は、3回の委員会会合、5回の非公式会合、および2回の専門家会合を開き、第5次会談に引続き永住権付与の範囲の問題をはじめ各問題点について意見の交換を行なった。この結果、日韓双方とも相手方の見解を理解するに至り、また問題点によつては双方の立場が相当の歩み寄りを示したので、双方とも休会中引続き検討を行ない明年1月再開後早急に全般的な意見の一致に到達しうるよう更に努力することとなつた。

資料 続 27

(本資料は前の資料集の資料6に対しその後韓国側が随時部分的に修正を行なったもの)

韓国の対日請求要綱

(昭和37年7月1日現在)

1. 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。
本項の請求は1909年から1945年までの期間中に日本が朝鮮銀行を通じて搬出していったものである。
2. 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済を請求する。
本項に含まれる内容の一部は次のとおり。
 - (1) 通信局関係
 - (a) 郵便貯金振替貯金為替貯金等
 - (b) 国債及び貯蓄債券等
 - (c) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係
 - (d) 海外為替貯金及び債券
 - (e) 太平洋米国陸軍総司令部布告第3号によつて凍結された韓国受取金
 - (f) その他
 - (2) 1945年8月9日以後日本人が韓国内各銀行から引出した預金額
 - (3) 朝鮮から収入された国庫金中の裏付け資金のない歳出による韓国受取金関係
 - (4) 朝鮮総督府東京事務所の財産
 - (5) その他
3. 1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された金員の返還を請求する。
本項の一部は下記の事項を含む。
 - (1) 8月9日以後朝鮮銀行本店から在日本東京支店へ振替又は送金された金員

- (2) 8月9日以後、在韓金融機関を通じて日本へ送金された金員
 - (3) その他
4. 1945年8月9日現在韓国に本社、本店又は主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する。
- 本項の一部は下記の事項を含む。
- (1) 連合軍最高司令部閉鎖機関令によつて閉鎖清算された韓国内金融機関の在日支店財産
 - (2) SCAPIN 1965号によつて閉鎖された韓国内本店保有法人の在日財産
 - (3) その他
5. 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。
- 本項の一部は下記の事項を含む。
- (1) 日本有価証券
 - (2) 日本系通貨
 - (3) 被徴用韓人未収金
 - (4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償
 - (5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他
 - (6) 韓国人の対日本人又は法人請求
 - (7) その他
6. 韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する原則
7. 前記諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還を請求する。
8. 前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し、遅くとも6ヵ月以内に終了すること。

資料 続 28

極 秘

(訳 文)

返還請求韓国文化財目録

(昭和 37 年 2 月 28 日韓国側提出)

- (1) 朝鮮総督府により搬出されたもの
 1. 慶南梁山夫婦塚出土品
 2. 慶州路西里 215 番地古墳出土品
 3. 慶州皇吾里第 16 号墳出土品
 4. 平南大同郡大同江面貞栢里 127、227 号墳出土品
 5. 平南大同郡大同江面石巖里 201 号墳出土品
 6. 平南大同郡大同江面南井里 116 号墳出土品
 7. 平南大同郡大同江面王許墓出土品
- (2) 統監および総督等により搬出されたもの
 1. 伊藤博文 高麗陶磁
 2. 曾禰荒助 韓国典籍
 3. 寺内正毅 典籍書画仏像
 4. 統監府蔵書
 5. 河合弘民蔵書(官府記録)
- (3) 日本国有のつぎの項目に属するもの
 1. 慶尙南北道所在墳墓その他遺蹟から出土したもの
 2. 高麗時代墳墓その他遺蹟から出土したもの
 3. 遞信関係文化財(注、1)
- (4) 指定文化財(小倉武之助蔵品およびその他)
- (5)
 1. 谷井濟一所蔵品
 2. 小倉武之助所蔵品
 3. 市田次郎所蔵品
 4. 石造美術品(注、2)

注、 1	通信文化財目錄	
	電報衙門標札	1
	湖南電報分局標札	1
	電報司標札	1
	義州郵遞司標札	1
	永登浦電話支所標札	1
	洪州郵遞司標札	1
	水原電報司標札	1
	郵遞函	1
	遞伝夫帽前章額	1
	電信送符（韓国電報司創設時代諺文用）	1
	郵電線路図本	1
	扁額	1
	郵便集配人制帽	1
	郵便行囊用錠	2
	永登浦郵便電報電話支司罽版	4
	草鞋	3
	電報司料金収納掛札	1
	錢函	1
	互懸外国製受付秤量（分銅7個添）	1
	朝鮮目盛受付秤量	1
	郵遞司郵遞集配遞送人人名揭示札	1
	永登浦郵遞司用諸印	8
	雜印	24
	安東郵遞司使用郵便日付印	1
	全州 "	1
	晋州 "	1
	南原 "	1
	洪州 "	1
	恩津 "	1
	碧潼 "	1
	韓国時代郵便旗	2
	義州郵遞司小標札	1
	旧韓国郵票	186
	旧韓国葉書	23
	計 34 件	278 点

注、2 石造美術品

(イ) 石造多羅菩薩座像	1
(ロ) 獅子	2
(ハ) 慶州石窟庵石仏座像	2
(ニ) " 石塔	1
(ホ) 慶州仏国寺多宝塔獅子	3
(ヘ) 平南大同郡栗里八角五層石塔	1
(ト) 八角逸名浮屠	1
(チ) 五層石塔	1
合計	12

秘密指定解除
情報公開室

資料 続 29

極 秘

韓国側提出リストに対する日本側調査結果の分類及び集計

(昭和 37 年 3 月 9 日日本側提出)

韓国側提出リスト	調査結果の分類、集計	内 容 (韓国側リスト番号)
1. 第 1 次会談		
(イ) 22 隻 (商船) 21,131 トン	沈 没 17 隻 20,617 トン	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 14. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22.
	坐礁、解体 1 隻 199 トン	13.
	韓国置籍の事実のない もの 2 隻 200 トン	10. 11.
	調査の結果不明のもの 2 隻 115 トン	12. 15.
(ロ) 59 隻 (漁船) 2,167 トン	沈 没 21 隻 990.41 トン	4. 5. 6. 7. 10. 12. 19. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 34. 39. 40. 41. 51. 57. 58.
	行方不明 5 隻 169.56 トン	3. 17. 32. 33. 36.
	廃 船 11 隻 184.44 トン	14. 15. 16. 21. 22. 23. 24. 44. 50. 56. 59.
	盗難、売却 2 隻 59.95 トン	35. 48.
	残 置 5 隻 144.25 トン	8. 13. 37. 38. 46.
	韓国置籍の事実のない もの 7 隻 185.35 トン	1. 18. 42. 43. 45. 49. 53.

	実在しないもの2隻 67.74 トン	2. 55.
	現存するもの(第1次 会談当時) 4隻 67 トン	9. 11. 20. 47.
	北鮮籍で現存するもの 1隻 70 トン	52.
	調査の結果不明のもの 1隻 229 トン	54.
2. 第4次会談		
31隻		
7,812 トン		
日本側提出のリスト と重複するもの 19隻		1. 2. 4. 5. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21.
韓国側提出のリスト 59隻と重複するもの 4隻		3. 6. 24. 28.
上記重複を差引き 8隻 1,903 トン		
	返還済み 2隻 95.60 トン	27. 29.
	盗難 1隻 48.66 トン	23.
	調査の結果不明のもの 5隻 1,759 トン	22. 25. 26. 30. 31.
3. 第5次会談		
202隻		
18,219 トン		
日本側提出のリスト と重複するもの 1隻 228 トン		15.

韓国側提出の22隻 のリストと重複する もの 1隻 132トン		41.
上記重複を差引き 200隻 17,859トン	返還済み 17隻 875トン	18. 19. 20. 39. 43. 82. 93. 120. 121. 130. 131. 132. 139. 140. 147. 172. 199.
	沈没 13隻 3,443トン	5. 41. 52. 86. 87. 95. 98. 103. 104. 112. 113. 141. 165.
	登録抹消、廃船6隻 256トン	11. 28. 31. 38. 40. 115.
	盗難 1隻 19トン	7.
	不法入国船 2隻 1,014トン (但しこのトン数は17 トンが正確と認められ る)	10. 108.
	残置、売却 12隻 153トン	2. 22. 33. 36. 47. 48. 60. 65. 89. 90. 91. 92.
	行方不明 5隻 57トン	27. 29. 32. 34. 35.
	実在しないもの1隻 7トン	80.
	現存するもの(第6次 会談当時) 3隻 54トン	6. 8. 12.
	調査の結果不明のもの 140隻 11,977トン	
4. 第6次会談 358隻 23,772トン		

<p>日本側提出のリスト と重複するもの 1隻 149トン</p> <p>韓国側提出の202隻 のリストと重複する もの 1隻 50トン</p> <p>上記重複を差引き 356隻 23,573トン</p>	<p>返還済み 1隻 135トン</p> <p>沈没 5隻 4,076トン</p> <p>接收、残置 38隻 2,587トン</p> <p>韓国国籍の事実のない もの 1隻 2,962トン</p> <p>調査の結果不明のもの 311隻 13,614トン</p>	<p>55.</p> <p>23.</p> <p>220.</p> <p>42. 212. 232. 262. 263.</p> <p>37. 64. 107. 224. 261. 264. 13. 14. 17. 18. 19. 20. 21. 23. 24. 25. 83. 85. 110. 112. 114. 115. 121. 122. 129. 130. 142. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 225. 100.</p> <p>331.</p>
<p>集計 645隻 66,633トン</p>	<p>集計 返還済み 20隻 1,105.60トン</p> <p>沈没 56隻 29,126.41トン</p> <p>登録抹消廃船 18隻 639.44トン</p> <p>盗難、売却 4隻 127.59トン</p>	

不法入国船	2隻
	1,014 トン
残置	55隻
	2,884.25 トン
行方不明	10隻
	226.56 トン
実在しないもの	3隻
	74.74 トン
韓国置籍の事実のないもの	10隻
	3,347.35 トン
現存するもの	8隻
	191 トン
(このうち1隻、70トンは北鮮置籍船)	
調査の結果不明のもの	459隻
	27.897 トン

第1次政治折衝における請求権問題に関する小坂外務大臣発言要旨

(昭和37年3月12日)

1. 日本と韓国との請求権問題の交渉は、平和条約の規定に基づいて行なわれるものであることはいうまでもない。

平和条約第4条(a)項の規定によれば、日本が請求権について特別取極を行なうのは、当該第2条地域で現に施政を行なっている当局との間であり、特別取極の対象となるのは、日本側については「日本国及びその国民の財産で当該地域にあるもの、並びにこれら地域の施政を行なっている当局及びその住民に対する日本国及びその国民の請求権」であり、他方相手当局側については「日本国におけるこれら当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれら当局及びその住民の請求権」である。従つて、上記の規定を現実の事態に当てはめるならば、日韓両国の間に締結されるべき特別取極の対象は、韓国が現に施政を行なっている南鮮地域における当局すなわち韓国政府と南鮮地域の住民の請求権に限られるのである。なお、この条文では国民と住民とを使いわけている点も注意しておかねばならないと考えられる。

2. 平和条約第4条(b)項では、日本国は朝鮮における「合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行なわれた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認」している。朝鮮における合衆国軍政府は、南朝鮮においてのみ権限を有し、その指令の効力は日本にも北朝鮮にも及び得なかつたものである。従つて、朝鮮における合衆国軍政府法令第33号の効力を日本は平和条約第4条(b)項により承認したが、この処理の効力は、北朝鮮にも日本にも及んでいないことはいうまでもない。また、この法令は没収法令であるので、例えば、韓国に本店又は主たる事務所のあつた会社の株式についていえば、一国内にある会社の株式没収の効果は、その国の領域外にあ

る当該会社の財産には及ばないとするのが国際法上の確立した原則であり、従つて韓国内にあつた会社の株式没収の効果はその会社の在日財産に及び得ないものである。事実連合軍最高司令官によるこれら在日財産の処理は、韓国財産となつたとする立場からは行なわれず、法令第33号とは全く無関係に整理されたのである。

3. 平和条約第4条については、1957年のいわゆる「米国解釈」が存在する。日韓両国とも、1957年12月31日の合意議事録で、米国解釈に示された見解と同意見であることを明らかにしている。即ち「日本が平和条約第4条(b)項において効力を承認した在韓日本財産の処理は、第4条(a)項に定められている特別取極を考慮するに当つて関連がある」即ち relevant であるものであり、しかも、「日韓間の特別取極は韓国内の日本資産を韓国政府が引取つたことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅し、又は充足されたと認めるべきかの決定を含むこととなろう」ということに日韓両国とも同意見であることが表明されている。このことは、日本側に対する韓国側の請求権がいかなる程度まで消滅し又は充足されたと認めるべきかの決定は韓国が一方的に決定すべきことではなく、日韓両国間の交渉で決定されるべきことを表明したことに他ならない。

なお、本件に関連して次の2点を指摘したい。その第1に、戦後韓国側が取得した旧日本財産は莫大なものであることは御承知のとおりであり、ゆゑに、韓国側の請求額を上廻るものであること、第二の点は、韓国は第二次大戦中日本との交戦国でもなく、また、平和条約第14条の賠償請求権を持たないのである。従つて、韓国は米国解釈の考え方を考慮に入れて日本に対する賠償的請求を提出しなかつた、よつて、いわゆる米国解釈は既に適用済みであると一方的に主張されることは日本側としては承服し得ないことである。

更に、ただ今指摘した第2点に関連して、1948年の「米韓協定」により韓国に移転された財産の目録の提出をこの際改めて要望したい。

4. 第4条に掲げられた財産 property と請求権（債権を含む）claims

including debts については、すべて、法律関係と事実関係とが明白に立証されるものでなくては、かかる場合の財産とはいえず、また請求権ともいえないことは明らかである。また、これらの立証責任は請求する側に存することもいうまでもない。ただ、終戦後16年以上も経つた今日、また終戦直後の混乱があり、更には朝鮮動乱のあつた事実を考慮するとき、納得のゆく程度の推定の要素が入つて来ることはやむを得ないだろうと考えるが、本質的には財産といふ請求権という以上法律関係と事実関係とが共に十分に立証されなければならないことを指摘せざるを得ない。

5. 韓国の請求されている日本に対する既存債権はいずれも円貨建債権であつて、ドルあるいは金約款の付せられていないもののみである。金銭債権に関する原則からして、契約時に債務の内容として定められた円表示の金額は、そのまま今日も妥当するものであつて、これを変更する何等の根拠も存在しない。従つて韓国側は、事務レベルで、1945年当時の日本円対米ドルレートでの換算、具体的には15円を1ドルとすることを提案されているが、これは日本側として到底承服できない。現に戦後わが国の各国に対する同種の請求権問題処理も、すべて前述した金銭債権の原則によつて解決しているのである。
6. 韓国側の提示された諸請求のうち、南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対するものであつて、事実及び法律関係が明白に立証されたものについては日本として支払うべきものとなるのであるが、その支払いの具体的金額を決定するに当つては当然、前に述べた「米国解釈」に従つて、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。
7. 以上要するに、かねて韓国側より請求されていた諸項目のうち、法的根拠ありと認められるものは少なく、またその金額も少額にとどまり、しかもなお「米国解釈」を考慮に入れるならば、その額は、更に少なくなることを明らかにしておきたい。

韓国的外交領事関係一覧表

昭和 37 年 7 月 1 日現在

1. 韓国承認国 ~ 50 カ国

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) アメリカ (外) | (2) 中華民国 (外) |
| (3) イギリス (外) | (4) フランス (外) |
| (5) フィリピン (外) | (6) ヴァチカン |
| (7) チリ (未) | (8) ブラジル (外兼) |
| (9) ニュージーランド (未) | (10) ドミニカ |
| (11) カナダ | (12) オランダ (外兼) |
| (13) ギリシャ (外兼) | (14) ボリヴィア |
| (15) コスタリカ | (16) トルコ (外) |
| (17) ハイチ | (18) オーストラリア (外) |
| (19) ベルギー (外兼) | (20) エル・サルヴァドル |
| (21) タイ (外) | (22) エクアドル |
| (23) ウルグアイ | (24) ペルー |
| (25) ルクセンブルグ (未) | (26) アイスランド |
| (27) ヴェネズエラ | (28) 南ヴェトナム (外) |
| (29) 西ドイツ (外) | (30) ノールウェー (外兼) |
| (31) スウェーデン (外兼) | (32) デンマーク (外兼) |
| (33) イタリア (外) | (34) マラヤ (外) |
| (35) ポルトガル (外兼) | (36) メキシコ (外兼) |
| (37) アルゼンティン (未) | (38) スペイン (未) |
| (39) コロンビア (未) | (40) ラオス (未) |
| (41) ホンデュラス (未) | (42) イスラエル (未) |
| (43) ニカラガ (未) | (44) 象牙海岸 |

- (45) ヨルダン(未) (46) バラグェイ(未)
(47) コンゴ(ブラザービル)(未) (48) オート・ボルタ(未)
(49) シェラレオネ(未) (50) マダガスカル(未)

2. 韓国が承認しているが、相手側の態度が不明の国～4カ国

- (1) インドネシア (2) イラン
(3) カンボディア (4) シリヤ

- (備考) (1) 最近の分については、在外公館よりの報告および新聞報道によつた。
(2) (外) は大公使を交換しているもの。
(外兼) は兼任大公使を交換しているもの。
(未) は外交関係を設定することに合意が成立しているが、大公使交換には至っていないもの。

(追記) 7月4日、韓国政府はアルジェリアを承認したと発表した。

資料 続 33

「李ライン」設定後韓国側に拿捕された漁船および乗組員数

(昭和37年7月1日現在)

年	拿捕船 総数	拿捕 人員	釈放 漁船	釈人 放員	沈没 漁船	死亡 人員	未帰還 船数	未帰還 人員数
1952 (1.18 李ライン 設定後)	10	132	5	131		1	5	
1953	47	585	2	584		1	45	
1954	34	454	6	453		1	28	
1955	30	498	1	496		2	29	
1956	19	235	3	235			16	
1957	10	98		98			10	
1958	9	93		93			9	
1959	9	91	1	91			8	
1960	6	52		52	1		5	
1961	15	169	11	169			4	
1962 (7.1 現在)	6	34					6	34
計	195	2441	29	2402	1	5	165	34